

2022 連合島根春季生活闘争方針

2022 春季生活闘争スローガン： 未来をつくる。みんなでつくる。

I. 2022 春季生活闘争の意義と基本スタンス

1. コロナ禍にあっても「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、働く仲間が共闘し未来への一歩を踏み出そう。

足下の経済指標は回復基調にあり、コロナ禍の影響や世界経済の不安定要因など先行き不透明感はあるものの、2021年度末にはコロナ前のGDP水準をほぼ回復し、2022年度には超えることが見込まれる。

一方で勤労者家計は長期にわたり低迷し、コロナ禍で我慢を強いられている。セーフティネットが脆弱なため、有期・短時間・契約等労働者などが深刻な影響を受けている。経営基盤の弱い中小企業やコロナ禍の影響が大きい産業で働く労働者も厳しい状況にある。とりわけ、非正規雇用の約7割を占める女性労働者の雇用の不安定さや生活面への影響が大きい。また、依然として是正されない男女間賃金格差をより拡大させ、固定化している。したがって、これまで以上に取り組みを強化する必要がある。

その根っこには、不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などコロナ以前から積み重なってきた分配のゆがみがあり、また、人口動態やライフスタイル、産業構造の変化など中長期を展望して対応しなければならない課題がある。

今こそ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、働く仲間の力を結集し現状を動かしていくべき時である。それは主体的に未来をつくっていく労働運動の社会的責任でもある。われわれは、経済の後追いではなく、経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を積極的に求める「未来づくり春闘」¹を展開していく。

2022 春季生活闘争は、「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が前に出て、こうした社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争として組み立てる。

2. すべての組合が賃上げに取り組むことで、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みを加速させ、分配構造を転換する突破口とする。働き方の改善、経済対策などとセットで経済を自律的な回復軌道にのせる。

2022 春季生活闘争においては、①賃上げ、②働き方の改善、③政策・制度の取り組みを3本柱として、感染症対策をはかりながら景気を安定的に回復させつつ、中期的に分配構造を転換し「働くことを軸とする安心社会」の実現への道を切り拓いていく。

連合は、2014闘争以降、月例賃金の引き上げにこだわり、賃上げの流れを継続・定着させてきた。フルタイムで働く組合員については、賃上げ分が明確にわかる中小組合の賃上げ分が率で全体を上回り、有期・短時間・契約等で働く組合員の賃上げがフルタイムで働く組合員の平均を上回るなど、格差是正と「働きの価値に見合った賃金水準」を意識した取り組みが前進している。雇用の確保を大前提に、それ

¹ 連合の正式な用語としては「春季生活闘争」を用いるが、組織外への発信として短くなじみやすい表現として「春闘」を用いる

ぞれの状況の違いを理解しながら、すべての組合が賃上げに取り組むことを基本に据え、全体の底上げと同時に規模間、雇用形態間、男女間などの格差是正の流れを加速させる。

コロナ禍にあって誰もが安心・安全に働くことができること、超少子高齢・人口減少社会という大きなトレンドを踏まえ個々人のニーズにあった多様な働き方が選択できるようにすることは喫緊の課題である。引き続き、長時間労働是正、有期・短時間・契約等労働者の雇用安定や待遇改善、65歳までの定年引き上げや70歳までの雇用確保、テレワークの導入、障がい者雇用の取り組み、ハラスメント対策など、働き方の改善に取り組む。

国内外の経済下振れリスクがある中で、こうした「人への投資」を積極的に行うことこそ、経済の好循環を起動させ、自律的な回復軌道にのせていくカギになる。

雇用不安・将来不安を払しょくし景気を安定的に回復させるうえで、経済対策、補正予算、2022年度予算による政策的下支えは重要である。雇用対策には万全を期す必要があり、雇用調整助成金の特例措置等各種支援策の延長とその財源の確保、社会的セーフティネットの維持・強化に全力で取り組む。

3. 「みんなの春闘」²を展開し、集団的労使関係を広げていこう。

引き続き、生産性三原則にもとづく建設的な労使交渉を通じ成果の公正な分配をはかり、広く社会に波及させていく。社会的影響力を高めるには、より多くの働く仲間を結集することが必要であり、多様な働く仲間を意識した取り組み展開ができるよう工夫する。

春季生活闘争は、労働組合の存在意義をアピールできる場でもある。組織化と運動し、集団的労使関係を社会に広げていく機会とする。すべての働く仲間を視野に入れ社会的課題を解決していくには、企業労使間の交渉のみならず、国・地域・産業レベルでの政労使の対話が不可欠である。あらゆる機会を通じて対話を重ね相互理解を深めていく。

4. 島根における情勢と課題

(1) 日銀短観（2021年12月）によると、業績判断D.I.について、製造業は、食料品が観光関連需要の持ち直しにより改善したことや、繊維が衣料品の販売の持ち直しにより改善したことなどから、全体では、前回調査差+3%ポイント改善し「3」となった。

非製造業は、宿泊・飲食サービスが観光関連需要の持ち直しにより改善したことや、建設が公共工事案件の受注獲得により改善したことなどから、全体では、前回調査差+19%ポイント改善し「5」となった。

先行き（全産業）は、製造業では新型コロナウイルス感染症の落ち着きや自動車向け需要の持ち直しから改善する見通しとなったものの、非製造業では先行きの不透明感などから悪化する見通しとなり、全体では、「0」と最近と比べて▲4%ポイント悪化する見通しとなった。（日銀松江支店2021年12月13日発表）

(2) 島根県の2021年10月の「現金給与総額」は、事業所規模5人以上においては242,292円で、前年同月比1.6%減（5ヶ月連続の増加）となった。また、就業形態別にみると、一般労働者は292,029円で、パートタイム労働者は98,651円で

² 連合の正式な用語としては「春季生活闘争」を用いるが、組織外への発信として短くなじみやすい表現として「春闘」を用いる

あった。

事業所規模 30 人以上では、268,616 円で、前年同月比 1.6% 増（5 ヶ月連続の増加）となった。また、就業形態別にみると、一般労働者は 309,169 円で、パートタイム労働者は 112,995 円であった。

（島根県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」2021 年 12 月 24 日発表）

（3）島根県の雇用情勢は、2021 年 11 月の有効求人倍率 1.60 倍で前月と同水準となった（前年同月比 0.24 ポイント増）。また、月間有効求人数は 17,982 人で、前月比で 83 人増加した。雇用保険被保険者数は 204,038 人で、前年同月比で 478 人減少した。全体としては島根の雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるとされている。（島根労働局 2021 年 12 月 28 日発表）

新規学校等卒業者（2022 年 3 月卒業）の高卒職業紹介等状況（2021 年 11 月末現在）は、就職希望者 1,056 人（うち県内希望者 766 人）に対し、求人倍率は 2.69 倍で、前年同期比 0.43 ポイント上昇した。11 月末現在の就職内定者数は 933 人（うち県内 657 人）で内定率は 88.4% となり、前年同期比 1.5% 増となっている。県内希望者の内定率については 85.8% で、前年同期比 2.0% 増となった。（島根労働局 2021 年 12 月 27 日発表）

（4）2021 年度 10 月における一人平均月間総実労働時間の調査産業計は 147.5 時間（前年同月比 2.2% 減）で、全国平均の 138.5 時間と比較し、9.0 時間多い結果となった。総実労働時間のうち、所定内労働時間は 137.4 時間で、前年同月比 2.3% 減となり、所定外労働時間は 10.1 時間で前年同月比 1.9% 減となった。

産業別にみると、教育・学習支援業、医療・福祉、学術研究・専門・技術サービス業、金融業・保険業、卸売業・小売業などが前年同期を下回り、情報通信業、建設業、宿泊業・飲食サービス業、運輸業・郵便業などが前年を上回っている。特に、生活関連サービス業・娯楽業が、前年同期を 14.9 ポイント上回っている。

なお、月間総実労働時間に 12 月を乗じた年間総実労働時間は 1770 時間となった。（島根県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」2021 年 12 月 24 日発表）

長時間労働抑制に関する 2020 年度の監督指導結果については、県内 280 事業所を対象として調査公表がされた。32.1% にあたる 90 事業所で違法な時間外労働があったとされており、このうち 28 事業所は「過労死ライン」とされる月 80 時間を超える実態が明らかとなった。また、月 80 時間を超えた事業所の内訳は、100 時間超が 17 事業所に及んでいた。加えて賃金不払い残業（22 事業所）と過重労働による健康障害防止の未実施（37 事業所）を含めると 53.2% の 149 事業所が法令違反だった。（島根労働局 2021 年 9 月 30 日発表）

県内の実態に対する課題としては、依然人手不足による労働力不足や、36 協定など法令の認識不足があるものと思われる。

II. 2022 春季生活闘争取り組みに向けた基盤整備

1. 雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化、労使協議の実施

コロナ禍で大きな影響を受けている産業・企業や雇用保険でカバーされていない労働者などへの対応が必要である。連合は、在籍型出向や雇用調整助成金等政策・制度面から雇用・生活対策に引き続き取り組む。また、コロナ禍で大きな影響を受けている構成組織などとも連携をはかりながら、交渉の環境づくりに取り組む。

構成組織や加盟組合においては、労使協議等を通じ、産業や企業の現状と見通し

に関する情報や今後の計画などについて十分把握し、必要な対応をはかる。

2. サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配

企業規模間格差是正を進めるためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配が必須であり、産業の特性に合わせ、働き方も含めた「取引の適正化」を進める。政府が進める「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを広げ、実効性を高める。連合は、闘争の前段において、政府への要請活動や経営者団体との懇談会などを通じ、取り組みを進める。

組合員は消費者として、倫理的な消費行動を実践するとともに、コロナ禍で大きな影響を受けた産業の仲間に対する支援を意識していく。

3. 賃金水準闘争を強化していくための取り組み

労働組合は自らの賃金実態を把握し、構成組織等が掲げる賃金水準をはじめとする社会的な賃金指標や生計費の指標と比較することで是正すべき格差を把握し、めざすべき目標を設定する。連合「地域ミニマム運動」等への参画を通じて、組合員の賃金実態を把握する。

構成組織は、加盟組合による個人別賃金データの収集・分析・課題解決に向けた支援を強化する。同時に、地域における産業別賃金相場の形成を視野に入れて、「地域ミニマム運動」への積極的参画体制を整えるため、地方連合会と連携していく。

4. 集団的労使関係の輪を広げる取り組み

組織化は労使交渉の大前提であり、2022 春季生活闘争がめざすところの実現に不可欠である。春季生活闘争の取り組みを通じ、労働組合の意義と集団的労使関係の重要さについて社会にアピールするとともに、仲間づくりにつなげていく。

職場における労使協定の締結や過半数代表制の運用の適正化に向けた組織点検と組織強化・拡大を一体的に展開していく。

曖昧な雇用で働く仲間を含め、すべての働く仲間をまもりつなげ、社会全体の底上げをはかる運動を推進する。

III. 2022 春季生活闘争の取り組み内容

1. 賃金要求

(1) 賃上げについての考え方

日本の経済・社会は、アジア経済危機、ITバブル崩壊、リーマンショック等の経済変動のたびに不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困層や格差の拡大を繰り返してきた。これを背景に、わが国の賃金水準は 1997 年をピークに停滞を続けている。

2019 年末からの景気後退にコロナ禍が重なり、日本経済は大きく落ち込んだが、内閣府の年央試算によれば、2021 年度後半も回復が続き、2021 年中にはコロナ前の水準を回復し、消費者物価もプラスに転じることが見込まれる。またコロナ禍でも労働市場における募集賃金は上昇を続け、地域別最低賃金は 3% 強引き上げられた。

コロナ禍にあって、所定内賃金で生活できる水準を確保することの重要さが再認識された。また実質賃金の長期低下傾向を反転させるには、賃金水準を意識しながら、全体で継続的に賃上げに取り組むことを強化する必要がある。またマクロの視点からも、労働者への適正な分配を求めていく必要がある。国内外の下振れリスク

がある中でも、傷んだ労働条件を回復させ「人への投資」を積極的に行うことこそ、経済の好循環を起動させ、経済を自律的な回復軌道にのせていくカギになる。

超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避であるなか、将来にわたり人材を確保・定着させるためには、賃金水準を意識して「人への投資」を継続的に行うことが必要である。

とりわけ、中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」³に引き上げることをめざし、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」に取り組む重要性を認識しなければならない。

したがって、2022闘争は、すべての組合が月例賃金の改善にこだわり、それぞれの賃金水準を確認しながら、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みをより強力に推し進める。

<「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの考え方>

	目的	要求の考え方
底上げ	産業相場や地域相場を引き上げていく	定昇相当分+賃上げ分 (→地域別最低賃金に波及)
格差是正	企業規模間、雇用形態間、男女間の格差を是正する	・社会横断的な水準を額で示し、その水準への到達をめざす ・男女間については、職場実態を把握し、改善に努める
底支え	産業相場を下支えする	企業内最低賃金協定の締結、水準の引き上げ (→特定(産業別)最低賃金に波及)

<連合・構成組織・地方連合会の取り組み>

	連合	構成組織	地方連合会
底上げ	様々な指標を総合勘案し、「定昇相当分+賃上げ分」で提示	連合方針を踏まえ、各構成組織にて要求案を検討	連合方針を踏まえ、各地方連合会で要求案を検討
格差是正	「企業規模間格差是正に向けた目標水準」および「雇用形態間格差是正に向けた目標水準」を設定	↑ 同上	①都道府県別リビングウェイジ(別紙1)をクリアする ②「地域ミニマム運動」都道府県別(別紙2)第1十分位をクリアする ③連合方針をめざす
底支え	企業内のすべての労働者を対象に企業内最低賃金協定を締結する際のめざす水準を設定	↑ 同上	↑ 同上

³ 賃金の「働きの価値に見合った水準」とは、経験・技能・個人に備わった能力などに見合った賃金水準のこと。企業規模や雇用形態、男女間で違いが生じないことを共通の認識とする。

(2) 具体的な要求目標

これまでの「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの考え方にもとづき、直近の調査結果等をみながら、賃金要求指標をパッケージで示す。

<賃金要求指標パッケージ>

底上げ	産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、これまで以上に賃上げを社会全体に波及させるため、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組む。賃上げ分2%程度、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度の賃上げを目安とする。	
	規模間格差是正	雇用形態間格差
格差是正	目標水準 35歳：289,000円 30歳：259,000円 ⁴	<ul style="list-style-type: none"> 昇給ルールを導入する。 昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。 水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」⁵となる制度設計をめざす
	最低到達水準 35歳：266,250円 30歳：243,750円 ⁶ 企業内最低賃金協定 1,150円以上	企業内最低賃金協定1,150円
底支え	<ul style="list-style-type: none"> 企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。 締結水準は、生活を貢う観点と初職に就く際の観点を重視し、「時給1,150円以上」⁷をめざす。 	

1) 中小組合の取り組み（企業規模間格差是正）

- ①「II. 2022春季生活闘争取り組みに向けた基盤整備」を前提に、賃上げに取り組む。
- ②賃金カーブ維持分は、労働力の価値の保障により勤労意欲を維持する役割を果たすとともに、生活水準保障でもあり必ずこれを確保する。賃金カーブ維持には定期昇給制度が重要な役割を果たす。定期昇給制度がない組合は、人事・賃金制度の確立を視野に入れ、労使での検討委員会などを設置して協議を進めつつ、定期昇給制度の確立に取り組む。構成組織と地方連合会は連携してこれらの支援を行う。
- ③すべての中小組合は、上記にもとづき、賃金カーブ維持相当分（1年・1歳間差）を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標（上記および別紙3「連合の賃金実態」参照）を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。

⁴ 賃金水準検討プロジェクト・チーム（賃金PT）答申（2019年8月7日）を踏まえ、2020年賃金センサス産業計・男女計・学歴計・企業規模計・勤続年数計の、35歳は30～34歳274,400円および35～39歳305,200円から、30歳は25～29歳244,600円および30～34歳274,400円から算出

⁵ 2020年賃金センサスの「賃金センサスのフルタイム労働者の平均的な所定内賃金」292,178円（時間額1,771円・2020年賃金センサス所定内実労働時間数全国平均165時間）から時給1,750円を設定し、月額に換算して算出

⁶ 1年・1歳間差を4,500円、35歳を勤続17年相当、30歳を勤続12年相当とし、時給1,150円から積み上げて算出

⁷ 2021連合リビングウェイジ中間報告（単身成人1,110円）および2020年賃金センサス一般労働者新規学卒者の所定内給与額高校（産業計・男女計・企業規模計）177,700円（時間額1,077円）を総合勘案して算出

④賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準（約25万円）と賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準（約30万円）との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。すなわち、賃金カーブ維持分（4,500円）の確保を大前提に、連合加盟組合平均水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ目標とし、総額10,500円以上を目安に賃上げを求める⁸。

2) 雇用形態間格差是正の取り組み

- ①有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から、企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。締結水準については、時給1,150円以上をめざす。
- ②有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールの導入に取り組む。なお、昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととし、水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」となる制度設計をめざす。

(3) 男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正

男女間における賃金格差は、勤続年数や管理職比率の差異が主要因であり、固定的性別役割分担意識等による仕事の配置や配分、教育・人材育成における男女の偏りなど人事・賃金制度および運用の結果がそのような問題をもたらしている。

改正女性活躍推進法にもとづく指針に「男女の賃金の差異」の把握の重要性が明記されたことを踏まえ、男女別の賃金実態の把握と分析を行うとともに、問題点の改善と格差是正に向けた取り組みを進める。

- 1) 賃金データにもとづいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握し、「見える化」（賃金プロット手法等）をはかるとともに、賃金格差につながる要因を明らかにし、問題点を改善する。
- 2) 生活関連手当（福利厚生、家族手当等）の支給における住民票上の「世帯主」要件は実質的な間接差別にあたり、また、女性のみに住民票などの証明書類の提出を求めることは男女雇用機会均等法で禁止されているため廃止を求める。

(4) 初任給等の取り組み

- 1) すべての賃金の基礎である初任給について社会水準⁹を確保する。
- 2) 中途入社者の賃金を底支えする観点から、年齢別最低到達水準についても協定締結をめざす。

(5) 一時金

- 1) 月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかることとする。
- 2) 有期・短時間・契約等で働く労働者についても、均等待遇・均衡待遇の観点から対応をはかることとする。

⁸ 別紙3「連合の賃金実態」参照

⁹ 別紙3「連合の賃金実態」参照

2. 連合島根の具体的な課題と取り組み

(1) 「賃上げ」をはじめとする「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み

1) 連合島根の賃金の維持・復元の取り組み

すべての組合は、月例賃金にこだわる闘いを進めることとし、定昇・賃金カーブ維持相当分（約2%）を確保したうえで、「底上げ」「底支え」「格差是正」分として2%（合計4%）程度を賃上げ要求水準とする。

連合島根の賃上げ要求基準の基礎データとして、これまで各構成組織・単組の協力を得て、毎年賃金実態調査を行い、県内民間企業の賃金について調査してきた。本年度も9月の賃金調査データを、連合本部の関係分析機関（電機連合・労働調査協議会）に依頼し分析を行った。2021連合島根賃金実態調査結果（2021年9月度支給賃金調査）では、単組より、9,076人のデータを集約することができ、今回の賃金実態調査結果を基に、連合島根として以下の賃金要求基準を示す。

①賃金カーブの算定が可能な組合は、定昇・賃金カーブ維持相当分（約2%）を確保した上で、「底上げ」「底支え」「格差是正」分として2%程度を要求することとする。

②賃金制度が未整備の組合は、構成組織の指導のもと、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。賃金カーブの算定が困難な組合に対して、連合島根の賃金実態調査結果から求めた次の金額を示す。

【平均賃上げ要求基準】

定昇・賃金カーブ維持相当分【4,100】円を目安として確保し、「生産性向上」「底上げ」「底支え」「格差是正」分などを、賃上げ（2%÷【5,200】円）として求める。（合計【9,300】円以上を目安とする）

③「復元・賃金改善分」は、月例賃金の引き上げ（ベースアップ）を基本とし、具体的な要求は、各組合の判断とする。

④連合島根地域ミニマム賃金は実態調査に基づき以下のとおり設定する。

連合島根地域ミニマム賃金設定額（賃金実態に基づき設定）

25歳	【167,300】円
30歳	【170,500】円
35歳	【174,600】円
40歳	【194,700】円

[2021年9月賃金実態調査結果]

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度
調査対象人員	9,076人	9,188人	7,136人	6,594人
平均年齢	39.4歳	39.2歳	39.4歳	39.2歳
平均勤続	15.8年	15.7年	15.0年	15.7年
平均賃金	250,525円	250,426円	251,058円	256,669円

2) 企業内最低賃金の取り組みの一層の強化

①全労働者の待遇改善のために、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げをはかることが必要である。このため、未締結組合は協定化の要求を行いすべての組合で協定化をはかる。こうした取り組みの強化で法定最低賃金へ連動させていく。

②企業内最低賃金は、本部方針に基づき最低到達水準を時給1,150円以上を目標

に取り組む。また、産業に相応しい水準で協定し、その協定を特定（産業別）最低賃金の水準引き上げに結びつけていく必要があることから、関連業種の各組合においては現行の特定（産業別）最低賃金との相関関係に留意することとする。

3) 高卒初任給の参考目標値

170, 800円（令和元年度島根県賃金構造基本統計による金額）

令和元年度比プラス7, 700円

産別方針をふまえ、各組合は初任給の決定に対して積極的に関与していく。

4) 生活防衛の観点からの一時金水準の確保・向上

一時金の水準は回復が伝えられているが、産業・単組別で見ればバラツキは大きく、生活防衛の面からみて問題を抱えているところも多い。基本的には、生活の基礎である月例賃金の維持・改善を最優先とした闘争を展開していく。

（2）長時間労働のはじめの一歩「働き方」を見直す取り組み

毎月勤労統計調査の結果を見ると、2020年の月あたり平均値における島根県の状況は、①総実労働時間：全国平均135.1hに対し、145.0h②所定内労働時間：全国平均125.9hに対し134.7h③所定外労働時間：全国平均9.2hに対し10.3hと全国を上回る状況となっている。

また、年次有給休暇の取得状況は、厚生労働省調査で2020年全国平均56.6%の取得率（取得平均日数10.1日）となっている。1984年調査開始から最も高い数値となっている。働き方改革関連法施行により、2019年4月から年5日の年休取得が義務化された影響が大きいが、連合全体での取得率は79.9%にとどまり完全取得には至っていない。

全ての労働者の立場にたった「働き方」の見直しに基づいた各構成組織での取り組みを基盤に、長時間労働のはじめの一歩【職場での運動】に加えて、世論喚起等【社会への運動】に以下のとおり取り組む。

1) 長時間労働のはじめの一歩各労働組合の取り組みの地域への発信

中小共闘センターで蓄積している各組合集計の時間外労働のデータを有効に活用するとともに、春闘の賃上げ集計（報告）に併せて各組合の「時短」の取り組みの詳細な把握に努め、好事例については各種媒体を通じて地域への発信を進める。

2) 「働き方改革」の推進に向けた世論喚起の取り組み

2017年11月10日に経済団体・教育機関・金融機関・行政・労働団体（連合島根）の13団体で締結した「しまね働き方改革宣言」を職場・地域に広く周知を図り、県内における長時間労働のはじめの一歩の機運を高めるため、各構成組織・単組・支部の職場への宣言文掲出の取り組みを進める。

しまね働き方改革宣言（抜粋）

- 宣言1 ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！
- 宣言2 「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！
- 宣言3 みんな元気に生涯現役！
- 宣言4 誰もがいきいき活躍できる職場に！
- 宣言5 職場に実情を語り合う場をつくろう！

3) 公正取引の実現および商取引慣行の見直し

中小企業の賃上げ原資確保および長労働時間は正には取引の適正化の推進が不可欠であり、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」をテーマに県内においても取り組みを進める。連合島根としては、経営団体（経営者協会・中小企業家同友会）との意見交換、島根労働局および島根県への要請行動を配置し、地域社会全体に訴えていく取り組みを進める。

3. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

日本は構造的に生産年齢人口が減少の一途をたどっており、コロナ禍から経済が再生していく過程において「人材の確保・定着」と「人材育成」に向けた職場の基盤整備が重要であることに変わりはない。

したがって、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、「社会生活の時間」の充実を含めたワーク・ライフ・バランス社会の実現、個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方など職場の基盤整備に向けて総合的な検討と協議を行う。

また、企業規模によって、法令の施行時期や適用猶予期間の有無、適用除外となるか否かが異なる¹⁰が、働き方も含めた取引の適正化の観点も踏まえ、取り組みの濃淡や負担感の偏在が生じないよう、すべての構成組織・組合が同時に取り組むこととする。

(1) 長時間労働の是正

1) 豊かな生活時間とあるべき労働時間の確保

すべての働く者が「生きがい」「働きがい」を通じて豊かに働くことのできる社会をめざし、豊かで社会的責任を果たしうる生活時間の確保と、「年間総実労働時間 1800 時間」の実現に向けた労働時間短縮の取り組みによる安全で健康に働くことができる職場の中で持てる能力を最大限に発揮できる労働時間の実現とを同時に追求していく。

2) 改正労働基準法に関する取り組み¹¹

時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の職場への定着を促進する観点から、以下に取り組む。

取り組みにあたっては、過半数代表者および過半数労働組合に関する要件・選出手続等の適正な運用に取り組む。

① 3 6 協定の締結・点検・見直し（限度時間を原則とした締結、休日労働の抑制）

¹⁰ 別紙4 「人数規模により対応が異なる労働関係法令」参照

¹¹ 改正労基法等（時間外労働の上限規制、年次有給休暇等）のポイントと労働組合の取り組み（2018年9月21日第14回中央執行委員会確認）参照

および締結に際しての業務量の棚卸しや人員体制の見直し ②すべての労働者を対象とした労働時間の客観的な把握と適正な管理の徹底 ③年次有給休暇の 100%取得に向けた計画的付与の導入等の労使協議の実施お よび事業場外みなしや裁量労働制の適正な運用に向けた取り組み(労使協定・ 労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況の点検)の徹底

(2) すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み

雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」であることを踏まえ、すべての労働者の雇用の安定に向けて取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等の影響が依然として継続している産業・企業については、政府・地方自治体等の助成金・補助金などを最大限活用し、雇用の維持・確保を優先して労使で協議を行う。

特に、産業や地域を問わず、有期・短時間・派遣労働者に加え、障がい者、新卒内定者、外国人労働者などの雇用維持について、同様に労使で協議する。

- 1) 有期雇用労働者の雇用の安定に向け、労働契約法 18 条の無期転換ルールの周知徹底や、無期転換回避目的や、新型コロナウイルス感染症の影響等を理由とした安易な雇止めなどが生じていないかの確認、通算期間 5 年経過前の無期転換の促進などを進める。
- 2) 派遣労働者について、職場への受入れに関するルール（手続き、受入れ人数、受入れ期間、期間制限到来時の対応など）の協約化・ルール化をはかるとともに、直接雇用を積極的に受入れるよう事業主に働きかけを行う。

(3) 職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み¹²

同一労働同一賃金に関する法規定の職場への周知徹底をはかるとともに、職場の有期・短時間・派遣労働者の労働組合への加入の有無を問わず、以下に取り組む。無期転換労働者についても、法の趣旨にもとづき同様の取り組みを進める。

1) 有期・短時間労働者に関する取り組み

- ①正規雇用労働者と有期・短時間で働く者の労働条件・待遇差の確認
- ②（待遇差がある場合）賃金・一時金や各種手当等、個々の労働条件・待遇ごとに、その目的・性質に照らして正規雇用労働者との待遇差が不合理となっていないかを確認
- ③（不合理な差がある場合）待遇差のは是正
- ④有期・短時間労働者の組合加入とその声を踏まえた労使協議の実施
- ⑤有期・短時間労働者への待遇に関する説明の徹底

2) 派遣労働者に関する取り組み

- ①派遣先労働組合の取り組み
 - a) 正規雇用労働者と派遣労働者の労働条件・待遇差を確認する
 - b) 派遣先均等・均衡待遇が可能な水準での派遣料金設定や派遣元への待遇情報の提供など、事業主に対する必要な対応を求める
 - c) 食堂・休憩室・更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正を求める
- ②派遣元労働組合の取り組み
 - a) 待遇情報の共有や待遇決定方式に関する協議を行う

¹² 同一労働同一賃金の法整備を踏まえた労働組合の取り組み（【パート・有期編】2018年12月20日第17回中央執行委員会確認、【労働者派遣編】2019年4月18日第21回中央執行委員会確認）参照

- b) 待遇決定方式にかかわらず比較対象労働者との間に不合理な格差等がある場合には、是正を求める
 - c) 有期・短時間である派遣労働者については、上記①の取り組みについて確認（比較対象は派遣元の正規雇用労働者）
 - d) 派遣労働者の組合加入およびその声を踏まえた労使協議の実施
 - e) 派遣労働者への待遇に関する説明の徹底①正規雇用労働者と有期・短時間で働く者の労働条件・待遇差の確認
- ② (待遇差がある場合) 賃金・一時金や各種手当等、個々の労働条件・待遇ごとに、その目的・性質に照らして正規雇用労働者との待遇差が不合理となつていないかを確認
- ③ (不合理な差がある場合) 待遇差のは是正
- ④ 有期・短時間労働者の組合加入とその声を踏まえた労使協議の実施
- ⑤ 有期・短時間労働者への待遇に関する説明の徹底

(4) 60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み¹³

働くことを希望する高齢期の労働者が、年齢にかかわりなく安定的に働く社会の構築に向けて環境を整備していく必要がある。とりわけ、加齢に伴う健康問題や安全衛生に加え、介護など社会的問題への配慮を行いつつ、高齢期の労働者がやりがいをもって働くことが求められている。したがって、以下の取り組みを進めていく。

1) 基本的な考え方

- ① 60歳～65歳までの雇用確保のあり方
 - ・ 65歳までの雇用確保は、希望者全員が安定雇用で働き続けることができ、雇用と年金の接続を確実に行う観点から、定年引上げを基軸に取り組む。
 - ・ なお、継続雇用制度の場合であっても、実質的に定年引上げと同様の効果が得られるよう、65歳までの雇用が確実に継続する制度となるよう取り組む。あわせて、将来的な65歳への定年年齢の引上げに向けた検討を行う。
- ② 65歳以降の雇用（就労）確保のあり方
 - ・ 65歳以降の就労希望者に対する雇用・就労機会の提供については、原則として、希望者全員が「雇用されて就労」できるように取り組む。
 - ・ 高齢期においては、労働者の体力・健康状態その他の本人を取り巻く環境がより多様となるため、個々の労働者の意思が反映されるよう、働き方の選択肢を整備する。
- ③ 高齢期における待遇のあり方
 - ・ 年齢にかかわりなく高いモチベーションをもって働くことができるよう、働きの価値にふさわしい待遇の確立とともに、労働者の安全と健康の確保をはかる。

2) 改正高年齢者雇用安定法の取り組み（70歳まで雇用の努力義務）¹⁴

- ① 同一労働同一賃金の法規定対応の確実な実施（通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降の短時間（パート）・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差のは是正）
- ② 働く高齢者のニーズへの対応のため、労働時間をはじめとする勤務条件の緩和や健康管理の充実などの推進

¹³ 60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み方針（2020年11月19日第14回中央執行委員会確認）参照

¹⁴ 改正高年齢者雇用安定法を踏まえた労働組合の取り組みについて（2020年9月17日第12回中央執行委員会確認）参照

- ③高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善
- ④労働災害防止の観点から、高齢者に限定せず広く労働者の身体機能等の向上に向けた「健康づくり」の推進

(5) テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み¹⁵

テレワークの導入あるいは制度改定にあたっては、次の考え方をもとに取り組みを行う。

なお、テレワークに適さない業種や職種に従事する労働者については、感染リスクを回避した環境整備、労働時間管理、健康確保措置など、啓発や適切な措置を講じるものとする。

- 1) テレワークは、重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、「テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み方針」の「具体的な取り組みのポイント」を参考に実施の目的、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項などについて労使協議を行い、労使協定を締結した上で就業規則に規定する。その際、情報セキュリティ対策や費用負担のルールなどについても規定する。なお、テレワークの導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等にあたる取り扱いをしてはならないことにも留意する。
- 2) テレワークに対しても労働基準関係法令が適用されるため、長時間労働の未然防止策と作業環境管理や健康管理を適切に行うための方策をあらかじめ労使で検討する。
- 3) テレワークを推進し、通勤時の公共交通機関の混雑等を緩和することは、テレワークが難しい業種・業態で働く方々の感染リスク低減につながることについても留意する。
- 4) テレワークの運用にあたっては、定期的な社内モニタリング調査や国のガイドラインの見直しなども踏まえ、適宜・適切に労使協議で必要な改善を行う。

(6) 人材育成と教育訓練の充実

教育訓練は、労働者の技術等の向上はもちろん、企業の発展にもつながる大切な取り組みであり、労使が話し合いの上で推進すべきものである。特に、短時間・有期等の雇用形態で働く労働者の雇用安定に向けては、能力開発など人材育成の充実が欠かせない。付加価値創造の源泉である「働くことの価値」を高めていくためにも、職場での働き方など、様々な状況を踏まえながら、人材育成方針の明確化や教育訓練機会の確保に向けた環境整備など、広く「人への投資」につながる取り組みを求めていく。

(7) 中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備

- 1) 企業年金のない事業所においては、企業年金制度の整備を事業主に求める。その際、企業年金制度は退職給付制度であり、賃金の後払いとしての性格を有することから、確実に給付が受けられる制度を基本とする。
- 2) 「同一労働同一賃金ガイドライン」の趣旨を踏まえ、有期・短時間・派遣等で働く労働者に企業年金が支給されるよう、退職金規程の整備をはかる。

¹⁵ テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み方針（2020年9月17日第12回中央執行委員会確認）参照

(8) 障がい者雇用に関する取り組み¹⁶

障害者雇用率制度のあり方や、障害者雇用における環境整備などを含む「障害者雇用の促進に向けた連合の考え方について」¹⁷にもとづき、以下に取り組む。

- 1) 障害者雇用促進法にもとづく法定雇用率が、2021年3月から2.3%（国・地方自治体2.6%、教育委員会2.5%）に引き上げられたことを踏まえ、障がい者が安心して働くことができるよう、障害者雇用率の達成とともに、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境の整備に取り組む。
- 2) 事業主の責務である「障がい者であることを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供義務」、「相談体制の整備・苦情処理および紛争解決の援助」について、労働協約・就業規則のチェックや見直しに取り組む。

(9) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関する取り組み

- 1) 社会保険が適用されるべき労働者が全員適用されているか点検・確認する。
- 2) 事業者が適用拡大を回避するために短時間労働者の労働条件の不利益変更を行わないよう取り組む。また社会保険の適用を一層促進するよう労働条件の改善を要求する。

(10) 治療と仕事の両立の推進に関する取り組み¹⁸

疾病などを抱える労働者は、治療などのための柔軟な勤務制度の整備や通院目的の休暇に加え、疾病の重症化予防の取り組みなどを必要としているため、以下に取り組む。

- 1) 長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合に円滑な対応ができるよう、休暇・休業制度などについて、労働協約・就業規則など諸規程の整備を進める。
- 2) 疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当該事業場の上司や同僚に対し、治療と仕事の両立支援についての理解を促進するための周知等を徹底する。

4. ジェンダー平等・多様性の推進

多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、やりがいをもって、ともに働き続けられる職場を実現するため、格差を是正するとともに、あらゆるハラスメント対策や差別禁止に取り組む。また、ジェンダー・バイアス（無意識を含む性差別的な偏見）や固定的性別役割分担意識を払拭し、仕事と生活の調和をはかるため、すべての労働者が両立支援制度を利用できる環境整備に向けて、連合のガイドライン¹⁹や考え方・方針²⁰を活用するなどして取り組みを進める。

¹⁶ 「改正障害者雇用促進法」に関する連合の取り組みについて（2015年8月27日第23回中央執行委員会確認）参照

¹⁷ 障害者雇用の促進に向けた連合の考え方について（2021年6月17日第21回中央執行委員会確認）

¹⁸ 治療と職業生活の両立支援に向けた取り組み指針（2016年11月10日第14回中央執行委員会確認）参照

¹⁹ 女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画」策定等についての取り組みガイドライン（@RENGO／2015年12月25日）、改正女性活躍推進法にもとづく「事業主行動計画」策定についての取り組みガイドライン（@RENGO／2019年12月26日）、性的指向及び性自認に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン（2016年3月3日第6回中央執行委員会 @RENGO／2017年11月17日）

²⁰ 女性活躍推進法ならびに男女雇用機会均等法改正に対する連合の考え方（2018年9月21日第14回中央執行委員会）、改正女性活躍推進法に関する連合の取り組みについて（2019年12月19日第3回中央執行委員会）、「仕事の世界における暴力とハラスメント」対策に関する連合の考え方（2018年9月21日第14回中央執行委員会）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律にもとづく省令・指針の策定に向けた連合の考え方と対応（2019年9月26日第27回中央執行委員会）、改正育児・介護休業法等に関する連合の取り組みについて（2016年8月25日第11回中央執行委員会）

(1) 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動

改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について、連合のガイドラインにもとづき、周知徹底とあわせて、法違反がないかなどの点検活動を行う。また、労使交渉・協議では、可能な限り実証的なデータにもとづく根拠を示し、以下の項目について改善を求める。

- 1) 女性の昇進・昇格の遅れ、仕事の配置や配分が男女で異なることなど、男女間格差の実態について点検を行い、積極的な差別是正措置（ポジティブ・アクション）により改善をはかる。
- 2) 合理的な理由のない転居を伴う転勤がないか点検し、是正をはかる。
- 3) 妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの有無について検証し、是正をはかる。
- 4) 改正女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定に労使で取り組む。その際、職場の状況を十分に把握・分析した上で、必要な目標や取り組み内容を設定する。
- 5) 事業主行動計画が着実に進展しているか、労働組合として Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)に積極的に関与する。
- 6) 2022年4月1日から、事業主行動計画策定や情報公表義務が101人以上の事業主まで拡大されることを踏まえ、企業規模にかかわらず、すべての職場で「事業主行動計画」が策定されるよう事業主に働きかけを行う。
- 7) 事業主行動計画の内容の周知徹底はもとより、改正女性活躍推進法や関連する法律に関する学習会等を開催する。

(2) あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み

職場のハラスメントの現状を把握するとともに、カスタマー・ハラスメントや就活生などに対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを進める。

- 1) ハラスメント対策関連法（改正労働施策総合推進法等）で定めるパワー・ハラスメントの措置義務が2022年4月1日より中小企業も対象となることから、連合のガイドライン²¹にもとづき、労働組合としてのチェック機能を強化するとともに、職場実態を把握した上で、事業主が雇用管理上講ずべき措置（防止措置）や配慮（望ましい取り組み）について労使協議を行う。
- 2) 同性間セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントも含めたセクシュアル・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証する。
- 3) マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメント、ケア（育児・介護）・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証する。
- 4) パワー・ハラスメントを含めて、あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組みを事業主に働きかける。
- 5) 性的指向・性自認に関するハラスメントや差別の禁止、望まぬ暴露であるいわゆるアウティングの防止やプライバシー保護に取り組むとともに、連合のガイドラインを活用して就業環境の改善等を進める。
- 6) ドメスティック・バイオレンスをはじめとする性暴力による被害者を対象とした、相談支援機関との連携強化を含めた職場の相談体制の整備や休暇制度の創設等、職場における支援のための環境整備を進める。

²¹ ハラスメント対策関連法を職場で活かし、あらゆるハラスメントを根絶するための連合の取り組みについて（ガイドライン含む）（2020年1月23日第4回中央執行委員会 @RENGO／2020年1月24日）

(3) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備

連合の方針等にもとづき、以下の課題に取り組む。

- 1) 2022年4月1日施行の改正育児・介護休業法で定める事業主が雇用管理上講ずべき措置（雇用環境の整備、個別周知、意向確認）について、導入に向けた労使協議を行う。
- 2) 育児や介護に関する制度を点検するとともに、両立支援策の拡充の観点から、法を上回る内容を労働協約に盛り込む。
- 3) 有期契約労働者が制度を取得する場合の要件については、改正法に定められた「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」の撤廃はもちろん、法で残っている「子が1歳6ヶ月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでないこと」についても撤廃をはかる。
- 4) 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得により、解雇あるいは昇進・昇格の人事考課等において不利益取り扱いが行われないよう徹底する。
- 5) 妊産婦保護制度や母性健康管理措置について周知されているか点検し、妊娠・出産および制度利用による不利益取り扱いの禁止を徹底する。
- 6) 女性の就業継続率の向上や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、2022年10月1日施行の出生時育児休業（産後パパ育休）の整備など男性の育児休業取得促進に取り組む。
- 7) 両立支援制度や介護保険制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立を支援するための相談窓口を設置するよう求める。
- 8) 不妊治療と仕事の両立のため、取得理由に不妊治療を含めた休暇等（多目的休暇または積立休暇等を含む）の整備に取り組み、2022年4月1日施行の「くるみん」等に新たに加わる認定制度の取得をめざす。
- 9) 事業所内保育施設（認可施設）の設置、継続に取り組み、新設が難しい場合は、認可保育所と同等の質が確保された企業主導型保育施設の設置を求める。

(4) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

- 1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた労働組合としての方針を明確にした上で、労使協議を通じて、計画期間、目標、実施方法・体制などを確認し、作成した行動計画の実現をはかることで「トライくるみん」（2022年4月1日施行）・「くるみん」・「プラチナくるみん」の取得をめざす。
- 2) 「くるみん」・「プラチナくるみん」を取得した職場において、その後の取り組みが後退していないか労使で確認し、計画内容の実効性の維持・向上をはかる。

5. 運動の両輪としての「政策・制度実現の取り組み」

「2021年度重点政策」の実現を春季生活闘争の労働諸条件改善の取り組みとともに運動の両輪として引き続き推し進める。「働くことを軸とする安心社会－まもる・つなぐ・創り出す－」の実現に向けた政策課題やコロナ禍への対応などについて、政府・政党・各議員への働きかけ、審議会対応、「連合アクション」などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開する。

- 1) 企業間における公正・適正な取引関係の確立に向けた取り組み
- 2) 税による所得再分配機能の強化に向けた取り組み
- 3) すべての人が安心して働き暮らせるよう、社会保障制度の充実・確保に向けた

取り組み（年金、医療・介護、子ども・子育て支援など）
4) すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み
5) あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み
6) 教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充に向けた取り組み

IV. 闘争の進め方

1. 基本的な考え方

- (1) すべての働く仲間を対象とし、「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現に重点を置いた闘争を展開するため共闘体制を構築する（別紙5－1「2022春季生活闘争 共闘体制」参照）。
- (2) 格差是正や社会的な賃金相場の形成に向けた情報の共有と社会的な発信に引き続き取り組む。
- (3) すべての働く仲間に春季生活闘争のメカニズムや2022闘争の意義を発信するとともに、働く上で悩みを抱える多様な仲間の声を聞き、社会的な広がりを意識した取り組みを展開する。「2022連合アクション」や労働相談活動との連動、「連合プラットフォーム（愛称：笑顔と元気のプラットフォーム）」の活用などを工夫する。
- (4) 「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪と位置づけ、国民全体の雇用・生活条件の課題解決に向け、政策・制度実現の取り組みと連動させた運動を展開する。
- (5) 労働基本権にこだわる闘争の展開をはかる。

2. 取り組み体制、日程など

(1) 闘争体制と日程

- 1) 「2022春季生活闘争島根県本部」の設置
2022年1月21日（金）開催の第63回地方委員会で設置する。
- 2) 要求提出
原則として2月末までに要求を行う。
- 3) ヤマ場への対応
春季生活闘争全体を牽引していく観点から、本部は以下の回答ゾーンを設定し闘いを進めていく。最大のヤマ場については、3月15～17日とし、そこに集中できるよう努める。

新年度の労働条件は年度内に確立させることを基本とする。そのために、3月のヤマ場に回答を引き出す「先行組合」と、3月月内決着をめざす「3月内決着」を設定し、相場形成と波及をはかる。具体的には、共闘連絡会議全体代表者会議、戦術委員会などで協議する。

- 3/14～18 : 先行組合回答ゾーン （最大のヤマ場 3/15～17）
- 3/21～31 : 3月内決着集中回答ゾーン
- 4月以降の闘い方 : 連合（地方連合会）役員による激励行動、地方の中小共闘センターごとの取り組みについて検討する。
連合島根も本部闘争日程にあわせ、別途決定する。

(2) 共闘連絡会議の運営

5つの部門別共闘連絡会議（金属、化学・食品・製造等、流通・サービス・金融、インフラ・公益、交通・運輸）を設置し（別紙5－2「2022春季生活闘争 共闘連絡会議の構成と運営について」参照）、会合を適宜開催し、有期・短時間・契約等の雇用形態で働く労働者も含めた賃金引き上げ、働き方の見直し、中小組合への支援状況など相互に情報交換と連携をはかる。先行組合の集中回答日における回答引き出し組合数を一段と増やすよう努める。また、相場形成と波及力の強化をはかるべく、個別賃金水準の維持・向上をはかるため、運動指標として「代表銘柄・中堅銘柄」の拡充と開示を行うとともに、「中核組合の賃金カーブ維持分・賃金水準」の開示を行い、賃金水準の相場形成を重視した情報開示を進めていく。

3. 中小組合支援の取り組み

(1) 連合の取り組み

- 1) 労働条件・中小労働委員会で闘争状況を共有するとともに、共闘推進集会などの開催を通じて中小組合の取り組みの実効性を高めていく。
- 2) 働き方も含めた「取引の適正化」の実現に向けて、連合全体で「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進するとともに、「取引問題ホットライン」による情報収集を継続し、優越的地位の濫用防止や適正な価格転嫁の実施などについて行政機関へ要請する。
- 3) 中小組合の要求・交渉の支援ツールとして、組合の賃金制度整備や交渉力強化に資する「中小組合元気派宣言」などの資料を提供する。

(2) 構成組織の取り組み

- 1) すべての構成組織は、加盟組合の労働者の賃金が「働きの価値に見合った水準」へ到達できるよう、各組合の主体的な運動を基軸に、責任ある指導・支援を行う。
- 2) 加盟組合に対し、地方連合会が設置する「地場共闘」への積極的な参加と賃金相場の形成に向けた情報開示を促す。あわせて、「地域ミニマム運動」への積極的な参画と、その結果や賃金分析プログラムなどを活用するよう働きかける。
- 3) 賃金制度が整備されていない加盟組合に対し、制度構築の支援を行う。

(3) 地方連合会の取り組み

- 1) 「地域ミニマム運動」を積極的に推進し、地域の賃金水準（別紙2「2021地域ミニマム運動」都道府県別・大括り産業別の賃金特性値）を組織内外・地域全体に開示することにより、地場の職種別賃金相場形成の運動を進めていく。
- 2) 相場形成および波及をめざし、「地場共闘」の強化をはかりつつ効果的に情報を発信し、中小のみならず未組織の組合や有期・短時間・契約等で働く労働者の「底支え」「格差是正」へつながる体制を強化する。

4. 社会対話の推進

- (1) 連合は、経団連や経済同友会とのトップ懇談会をはじめ、各経済団体などとの意見交換を進め、労働側の考えを主張していく。
- (2) 地方連合会は、「笑顔と元気のプラットフォーム」の取り組みを通じて、「地域活性化フォーラム」を開催するとともに、地方経営者団体との懇談会、地方創生にかかる地方版総合戦略会議や「地域働き方改革会議」などに積極的に参画する。

(3) 春季生活闘争を社会的運動として広げていくために、各種集会や記者会見・説明会を機動的に配置するとともに、共闘連絡会議代表者も参画し、共闘効果の最大化をはかる。なお、各種集会については、従来型（集合集会）に留まらず、デジタル空間の活用なども含め幅広く検討する。

5. 闘争行動

有期・短時間・派遣などで働く仲間に關わる「職場から始めよう運動」²²の展開をはかるとともに、闘争開始宣言中央総決起集会（2022年2月3日）、春季生活闘争・政策制度要求実現中央集会（3月7日）、3.8国際女性デー中央集会（3月8日）、共闘推進集会（4月初旬）の開催や、ヤマ場における檄や談話の発出、「05(れんごう)の日」の取り組みを通じた連合・構成組織・地方連合会が一体となった行動・発信など、切れ目のない取り組みを展開する。

また、常設の「なんでも労働相談ホットライン」の活動を強化し、「全国一斉集中労働相談ホットライン」を2022年2月24-25日に「STOP雇用不安！みんなの力で職場を改善しませんか」をテーマに実施する。

6. 取り組み予定

(1) 2022年度第1回中小労働運動強化委員会・中小共闘センター委員会

連合島根の2022春季生活闘争の具体的な取り組み内容について協議し、地域ミニマム水準について確認する。

①日 時：2022年1月5日（水）

②内 容：地域ミニマム水準の決定について（持ち回り書面決議）

③出席者：中小労働運動強化委員及び中小共闘センター委員

※第2回委員会は3月下旬に開催する。

(2) 2022連合島根春季生活闘争研修会

①日 時：2022年1月21日（金）13：45～15：15

②場 所：労働会館「401」

③内 容：2022春季生活闘争について連合本部より講師を招き、地方委員会の前段で学習する。

(3) 連合島根「産別最賃対策会議」

2021年度の島根県最低賃金は、審議の結果、時間額32円引き上げて824円となった。また、産別最賃も5業種で引き上げを実現した。

コロナの影響を受けて2022年度の最賃論議については2021年度同様に厳しいものと想定する。賃金のセーフティネットとしての機能を果たしていく観点から、引き続き対策強化を図ることとし、2022年度に向けて取り組み方針等を協議する。

①日 時：2022年3月

②場 所：労働会館

③出席者：連合島根最賃対策委員

(4) 労働問題なんでも相談ダイヤル

連合の全国統一行動として、非正規労働者および未組織労働者の労働条件向上、組織拡大の運動を図るために、各構成組織の協力を得て、次のとおり全国一斉労働相

²² 連合「職場から始めよう運動」とは

談ホットライン「労働問題なんでも相談ダイヤル」を開設する。

①実施期間：2022年2月24～25日

対応時間 10：00～19：00

②実施場所：連合島根事務所

テーマ：STOP雇用不安！みんなの力で職場を改善しませんか

(5) 経営団体等との意見交換

1) 島根県経営者協会との懇談会

毎年、春闘期に開催している、連合島根と島根県経営者協会との定期懇談会を開催する。連合島根からは、2022春季生活闘争の取り組みについて理解を求めるとともに、雇用の確保・拡大・働き方改革・公正取引などについて意見交換を行う。

①日 時：2022年2月17日(木) 15：00～17：00

②場 所：サンラポーむらくも

③出席者：島根県経営者協会役員

連合島根常任執行委員（全体で20名程度）

2) 島根県中小企業家同友会との懇談会

地域の中小企業における雇用・格差是正・公正取引などの課題について、春闘期における連合の取り組みもあわせて中小企業経営者との意見交換を実施し、相互理解と中小企業の活性化を目的に開催する。

①日 時：2022年 月 日()

②場 所：(調整中)

③出席者：(調整中)

(6) 報道各社記者・連合島根懇談会

2022春季生活闘争の課題、政策制度実現に向けた課題と取り組み、また、政治課題等についての懇談を行う。

①日 時：2022年 月 日()

②場 所：労働会館

③出席者：報道各社記者、連合島根事務局6名

(7) 2022連合島根春季生活闘争勝利総決起集会

春闘総決起集会を各地協(地区)単位で開催し、直近の春闘情勢報告を行うとともに、内外に2022春闘がスタートしたことをアピールするために開催する。

なお、東部地協と共に開催する中央集会の日程等は以下のとおりとする。

①日 時：2022年3月11日(金) 18：00～

②場 所：松江市県庁前広場（デモ行進については検討中 県庁前広場～JR松江駅）

③参加要請：新型コロナ感染症の感染状況を考慮しつつ、短時間にて要請人数も絞り込んで開催する。

(8) 地協主催「2022春季生活闘争討論集会」・「解決集会」

各単組代表者より賃上げ要求額や一時金、労働時間の短縮など、今春闘時の交渉状況や春闘解決促進に向けて情報交換を行うとともに、地域政策課題の解決に向け

た集会や学習会を開催することとする。

＜東部地協＞

1. 2022 春季生活闘争研修会

- ①日 時 2022年2月19日(土) 9:00～12:00
- ②場 所 労働会館
- ③内 容 2022 春季生活闘争のポイントと課題

＜中部地協＞

1. 2022 春季生活闘争開始宣言集会

- ①日 時 2022年1月29日(土) 13:00～13:30
- ②場 所 ラピタウェディングパレス
- ③内 容 2022 春闘方針と課題、闘争開始宣言の採択

＜西部地協＞

1. 2022 春季生活闘争開始宣言集会

- ①日 時 2022年1月22日(土) 14:00～14:40
- ②場 所 浜田ワシントンホテルプラザ
- ③内 容 連合島根 2022 春季生活闘争方針、闘争開始宣言の採択

2. 2022 春季生活闘争研修会

- ①日 時 2022年2月19日(土) 14:00～15:30
- ②場 所 浜田ニューキャッスルホテル
- ③内 容 2022 春季生活闘争のポイントと課題

(9) 島根県産業別最低賃金の意向表明及び労働行政に対する要請

2022(令和4)年度の産業別最低賃金について、従来どおり6業種について改正決定を申し出るため、島根労働局に対し意向表明を行う。

また、島根労働局に対して、労働行政に対する要請もあわせて行う。

①日 時：2022年3月 日()

②場 所：島根労働局

③産別最賃業種

- 1) 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- 2) 一般機械器具製造業
- 3) 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
- 4) 自動車・同附属品製造業
- 5) 自動車(新車)小売業
- 6) 百貨店・総合スーパー

(10) 中小・地場組合の賃上げ集計と情報伝達

「2022 連合島根春季生活闘争FAX速報」を以下の日程で発行し、地場相場の底上げと共有化に努める。また、適宜プレスリリースをおこない、社会的波及効果を追求する。

各構成組織は日程に合わせて最新の状況を闘争本部へ報告することとする。

第1回集約日 3月 9日(水) 速報第1号発行日 3月 11日(金)

第2回集約日	3月23日(水)	速報第2号発行日	3月25日(金)
第3回集約日	4月13日(水)	速報第3号発行日	4月15日(金)
第4回集約日	4月25日(月)	速報第4号発行日	4月27日(水)
第5回集約日	5月11日(水)	速報第5号発行日	5月13日(金)

(11) 連合島根ホームページの活用

「連合島根ホームページ」を活用し、「2022 春季生活闘争の要求・回答・妥結速報(業種別・規模別)」を掲載する。

なお、ホームページへの掲載にあたっては、逐次更新する。

連合島根ホームページアドレス <http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/shimane/>

以 上

参考 とりまく情勢のポイント

1. 国内外経済

- 世界経済は、回復に向かい一つある。IMF 世界経済見通し（10月12日公表）によると、2021年度5.9%、2022年度4.9%。
- 日本経済は、2020年4-6月を底に持ち直し基調。民間予測では2021年度内にコロナ前の水準を回復するとみているが、個人消費の回復が遅れている。

2. 生産活動、企業の状況

- 2021年9月の鉱工業生産指数は半導体不足に加えて、アジアでの感染症拡大に伴う部材供給不足などの影響により、3カ月連続で低下しているが、今後コロナ前の水準に回復する見込み。第3次産業活動指数はコロナ前の水準に達していない。
- 企業収益は、全体的にみると、交易条件の悪化等が下押しに作用するものの、内外需要の回復を背景に改善が続くとみられる。設備投資にも持ち直しの動きがみられる。
- 倒産件数はコロナ禍にあっても減少傾向にある。業種別にみるとサービス業、中でも宿泊業で増加している。

3. 消費活動、家計と物価の状況

- コロナ禍の感染防止のための社会経済活動の抑制、将来不安、雇用不安、所得の減少などにより、勤労者世帯では、消費を減らし生活防衛的行動を取っている。消費マインドは2020年4月を底に持ち直してきていたが、直近では足踏みしている。
- 2021年度の消費者物価は8月まで対前年比マイナスで推移。9月に入り、エネルギー価格や輸入品の上昇により対前年比プラスに転じている。

4. 雇用情勢

- 感染症の影響を受け一時悪化した後若干持ち直し、直近では横ばいで推移している。産業・男女・雇用形態により差があり、対面サービス業の非正規雇用が大きな影響を受けた結果、女性雇用者の減少が大きかった。
- コロナ禍にあって、雇用調整助成金の前例のない規模の支給により雇用維持がはかられたが、雇用保険財政は涸渇している。
- コロナ禍でも全産業でみれば人手不足の基調は変わらず、労働市場における募集賃金は上昇している。

5. 賃金の動向

- 賃金水準は1997年をピークとして低下傾向にある。マクロの生産性（一人あたり実質GDP）が上昇しているにもかかわらず、実質賃金は低下している。
- 製造業の時間賃金は2005年時点では5カ国（日英米独韓）中トップの水準であったものが、2020年時点では最下位に落ち込んでいる。
- 給与所得者の所得分布は、1997年と比べ低所得層が増えて中間層が減り、結果、所得格差が拡大している。
- 企業規模間格差、雇用形態間格差、男女間格差の改善が必要である。

6. 労働時間の動向

- コロナ禍の影響で、2020 年の年間総労働時間は 1,925 時間と 53 時間減少した（毎勤 2020 年分結果確報の一般労働者月間総実労働時間数を 12 倍）。
- コロナ禍で減少していた時間外労働時間は、2021 年 4 月以降プラスに転じ増加を続いている。
- 年次有給休暇の取得日数は法改正の影響も落ち着き横ばいとなっており、依然企業規模間格差がある。

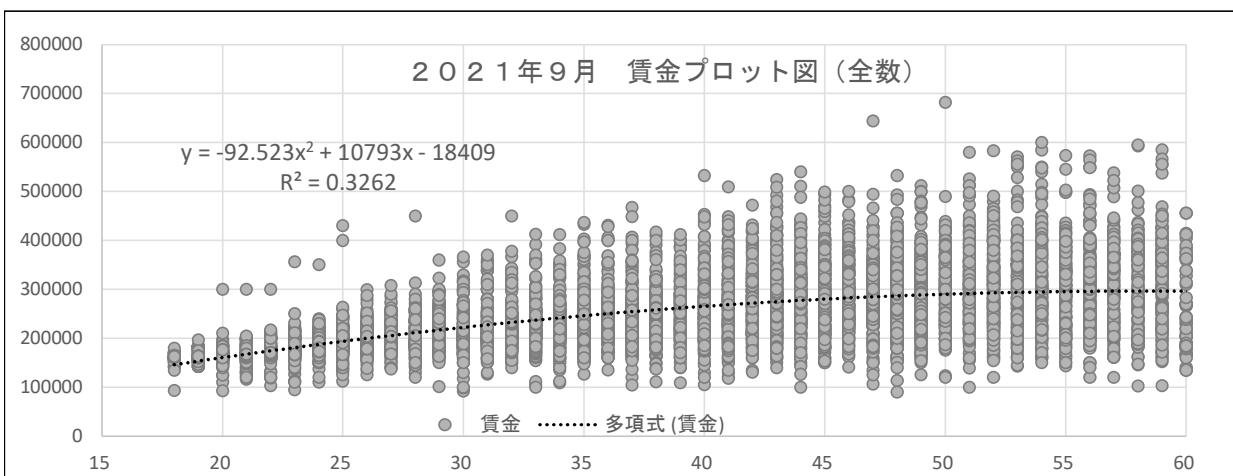
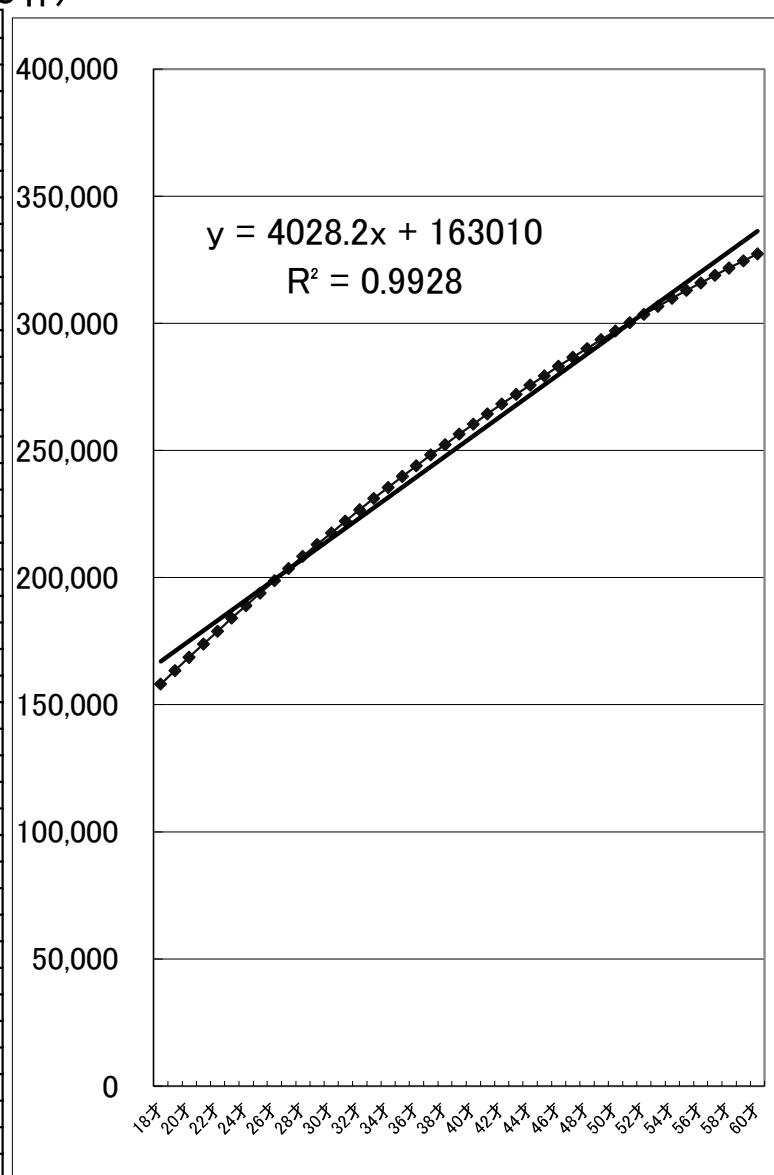
以上

【連合島根の要求基準の考え方】

- (1) 連合島根の要求基準は、2021年賃金実態調査結果を基に求めた。
- (2) 例年同一人物比較のアンケート実績とはならず、2021賃金アンケートの55歳以降の賃金上昇率が低いことを考慮し、18～55歳データを反映し分析データとした。
- (3) 下記のプロット図を参考に過去データ推移を考慮し、賃金カーブ維持分として4,100円を求めた。

2021年9月賃金分析 (8, 199件)

年齢	賃金カーブ	賃金直線	1歳間差
18才	158,200	167,100	0
19才	163,500	171,100	4,000
20才	168,700	175,100	4,000
21才	173,900	179,200	4,100
22才	179,000	183,200	4,000
23才	184,100	187,200	4,000
24才	189,100	191,300	4,100
25才	194,000	195,300	4,000
26才	198,800	199,300	4,000
27才	203,700	203,300	4,000
28才	208,400	207,400	4,100
29才	213,100	211,400	4,000
30才	217,700	215,400	4,000
31才	222,200	219,500	4,100
32才	226,700	223,500	4,000
33才	231,200	227,500	4,000
34才	235,500	231,500	4,000
35才	239,800	235,600	4,100
36才	244,100	239,600	4,000
37才	248,300	243,600	4,000
38才	252,400	247,700	4,100
39才	256,500	251,700	4,000
40才	260,500	255,700	4,000
41才	264,400	259,700	4,000
42才	268,300	263,800	4,100
43才	272,100	267,800	4,000
44才	275,800	271,800	4,000
45才	279,500	275,800	4,000
46才	283,100	279,900	4,100
47才	286,700	283,900	4,000
48才	290,200	287,900	4,000
49才	293,600	292,000	4,100
50才	297,000	296,000	4,000
51才	300,300	300,000	4,000
52才	303,600	304,000	4,000
53才	306,800	308,100	4,100
54才	309,900	312,100	4,000
55才	313,000	316,100	4,000
56才	316,000	320,200	4,100
57才	318,900	324,200	4,000
58才	321,800	328,200	4,000
59才	324,600	332,200	4,000
60才	327,400	336,300	4,100

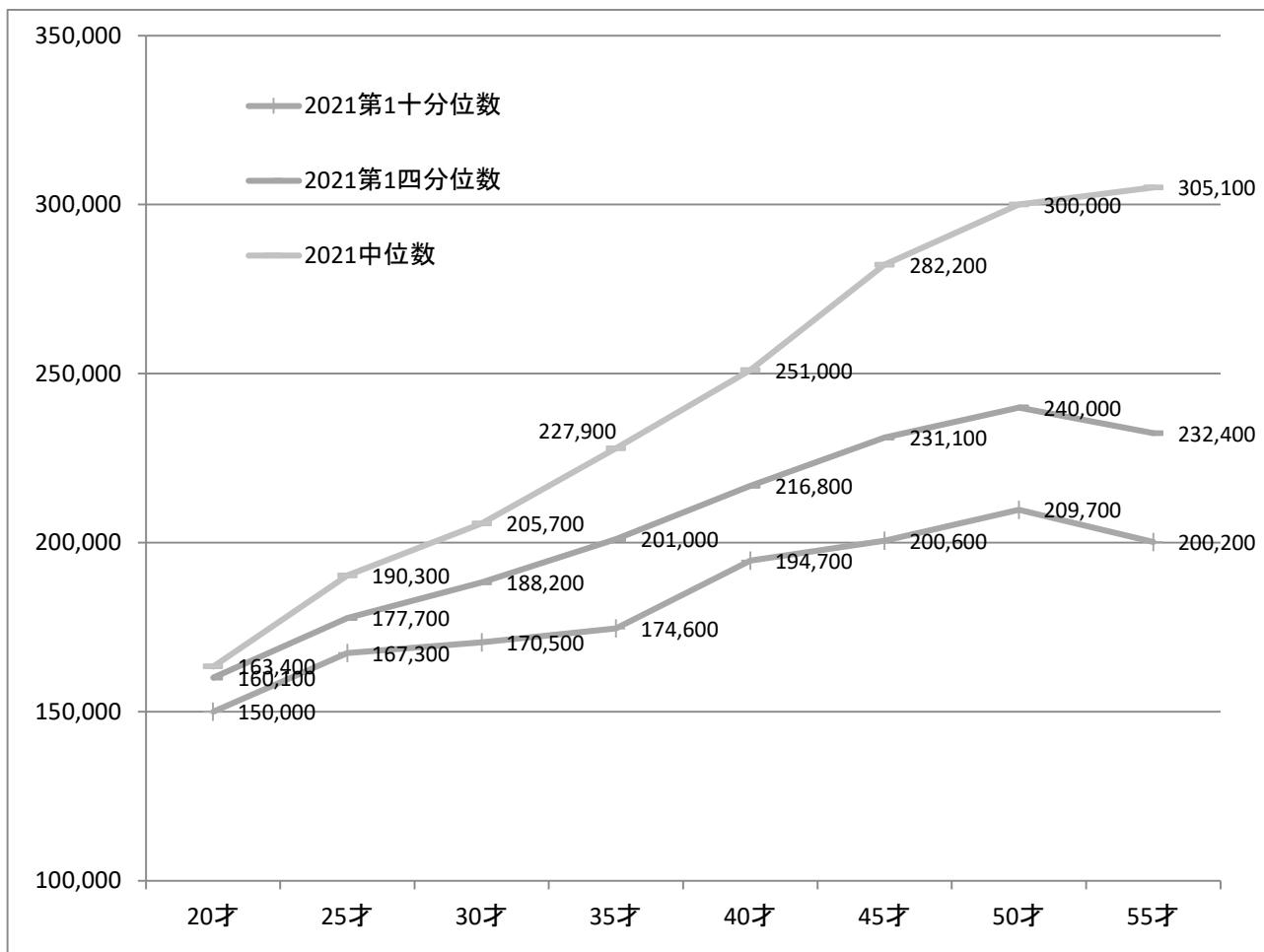


2021年9月賃金実態調査結果

連合島根の賃金水準

～連合島根の中位数、第1四分位数及び第1十分位数～

年齢	全産業・男女計		
	2021第1十分位数	2021第1四分位数	2021中位数
20才	150,000	160,100	163,400
25才	167,300	177,700	190,300
30才	170,500	188,200	205,700
35才	174,600	201,000	227,900
40才	194,700	216,800	251,000
45才	200,600	231,100	282,200
50才	209,700	240,000	300,000
55才	200,200	232,400	305,100



2021都道府県別リビングウェイジ(中間報告)

		2021リビングウェイジ(LW)			2021LW(自動車保有の場合)		
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比
		(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)
地質A	東京	1,190	197,000	87.5	1,515	250,000	68.7
	神奈川	1,140	188,000	91.2	1,461	241,000	71.2
	大阪	1,050	174,000	94.5	1,370	226,000	72.4
	埼玉	1,070	177,000	89.3	1,388	229,000	68.9
	愛知	1,020	169,000	93.6	1,327	219,000	72.0
地質B	千葉	1,070	177,000	89.1	1,388	229,000	68.7
	京都	1,070	176,000	87.6	1,376	227,000	68.1
	兵庫	1,060	175,000	87.5	1,376	227,000	67.5
	静岡	1,020	169,000	89.5	1,327	219,000	68.8
	三重	1,010	166,000	89.3	1,315	217,000	68.6
	広島	1,020	168,000	88.1	1,327	219,000	67.7
	滋賀	1,020	169,000	87.8	1,339	221,000	66.9
	栃木	1,000	165,000	88.2	1,303	215,000	67.7
	茨城	990	164,000	88.8	1,303	215,000	67.5
	富山	990	164,000	88.6	1,303	215,000	67.3
地質C	長野	990	163,000	88.6	1,291	213,000	67.9
	山梨	990	164,000	87.5	1,303	215,000	66.5
	北海道	1,000	165,000	88.9	1,315	217,000	67.6
	岐阜	990	164,000	88.9	1,297	214,000	67.9
	福岡	1,010	166,000	86.1	1,309	216,000	66.5
	奈良	1,010	167,000	85.7	1,315	217,000	65.8
	群馬	980	161,000	88.3	1,279	211,000	67.6
	岡山	1,000	165,000	86.2	1,303	215,000	66.2
	石川	1,020	168,000	84.4	1,333	220,000	64.6
	新潟	1,000	165,000	85.9	1,303	215,000	65.9
地質D	和歌山	1,000	165,000	85.9	1,309	216,000	65.6
	福井	1,000	165,000	85.8	1,309	216,000	65.5
	山口	980	162,000	87.4	1,291	213,000	66.4
	宮城	1,020	169,000	83.6	1,333	220,000	64.0
	香川	1,010	166,000	84.0	1,309	216,000	64.8
	徳島	1,000	165,000	82.4	1,315	217,000	62.7
	福島	990	164,000	83.6	1,309	216,000	63.3
	青森	980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0
	岩手	990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3
	秋田	980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0
地質E	山形	1,010	166,000	81.4	1,315	217,000	62.5
	鳥取	980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6
	島根	990	163,000	83.2	1,297	214,000	63.5
	愛媛	980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6
	高知	990	164,000	82.8	1,303	215,000	62.9
	佐賀	980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6
	長崎	990	164,000	82.9	1,303	215,000	63.0
	熊本	990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3
	大分	980	162,000	83.9	1,291	213,000	63.7
	宮崎	950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4
沖縄	鹿児島	950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4
	1,010	167,000	81.2	1,321	218,000	62.1	

⑤2021 地域別 最低賃金 (円)	地域物価指数	
	住居費以外 *3	住居費 *4 さいたま市=100
1,041	101.1	125.6
1,040	101.3	106.1
992	97.8	88.3
956	98.5	92.5
955	95.9	82.7
953	98.7	91.0
937	98.9	87.6
928	98.4	88.4
913	96.9	79.0
902	97.4	71.8
899	97.4	76.0
896	98.1	77.3
882	96.9	71.5
879	96.6	71.5
877	97.3	68.9
877	96.4	68.9
866	97.4	68.1
889	99.0	66.7
880	96.1	71.0
870	95.9	76.3
866	96.0	77.7
865	95.4	67.7
862	96.3	73.5
861	98.8	72.5
859	97.0	71.1
859	98.0	67.8
858	97.9	68.2
857	97.6	62.8
853	97.5	77.1
848	97.4	71.5
824	98.7	66.7
828	98.2	66.8
822	97.4	62.3
821	97.5	65.0
822	97.1	62.9
822	98.8	68.0
821	97.4	64.0
824	98.1	64.5
821	96.9	65.9
820	98.6	64.2
821	96.7	67.1
821	98.0	65.8
821	97.7	65.9
822	97.0	65.6
821	95.2	60.4
821	95.2	61.1
820	97.9	72.4

*1 ①③時間額は、それぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省、2020)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した。

*2 さいたま市のリビングウェイジ(成人単身)を住居費(49,292円)と住居費以外(133,808円、自動車保有の場合は186,084円)に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出した。

*3 「住居費以外の地域物価指数」は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局、2020)の「家賃を除く総合」指數から算出した。

*4 「住居費の地域物価指數」は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局、2018)「1ヵ月あたり家賃・間代」(0円を含まない)と「1ヵ月あたり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出した。

「2021地域ミニマム運動」都道府県別・大括り産業別の賃金特性値（規模計）

【賃金水準は単位千円】												
	全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産	
全体	平均年齢	39.4	39.4	39.5	38.1	39.3	42.0	38.1	38.6	39.0	35.2	37.3
	勤続	15.1	16.0	16.0	13.8	17.1	13.6	12.9	13.8	13.8	12.2	12.6
	人数	600,089	351,642	31,993	12,192	13,675	50,575	43,377	16,594	62,677	3,201	14,163
	平均	283.0	290.1	281.4	261.7	330.9	246.5	271.5	274.3	280.6	273.8	271.2
	第1十分位	190.9	197.5	190.1	176.7	202.3	174.2	185.0	200.1	191.0	198.5	188.0
	第1四分位	224.1	233.7	226.6	209.0	241.3	195.4	213.0	225.6	218.5	218.0	217.0
	中位	272.0	282.0	276.1	248.3	310.9	230.0	257.7	268.2	262.2	257.1	257.7
	第3四分位	331.3	340.2	329.2	305.6	419.8	280.5	317.2	317.3	316.0	320.5	314.2
	第9十分位	390.0	393.2	380.5	364.8	491.4	341.1	379.8	358.9	404.5	377.1	374.0
	北海道	平均年齢	40.0	39.9		38.8	43.1	45.6	42.4	39.7	36.9	38.6
北海道	勤続	11.4	12.4		14.3	14.1	14.2	9.1	11.4	10.3		9.1
	人数	7,648	2,126		544	72	836	1,276	145	1,963		686
	平均	243.6	267.3		269.9	246.4	223.0	215.7	249.4	239.5		236.4
	第1十分位	180.0	195.3		175.4	188.7	166.7	163.6	198.2	183.8		191.1
	第1四分位	200.1	227.4		204.1	210.2	184.7	181.6	218.6	201.5		205.0
	中位	233.7	263.6		244.6	249.0	213.9	200.4	242.4	230.5		221.1
	第3四分位	278.2	303.3		328.2	278.6	250.5	243.2	273.7	267.8		266.0
	第9十分位	322.8	335.9		406.0	311.4	290.3	290.1	305.6	308.7		309.3
	青森	平均年齢	39.8	40.6	40.4			46.6	39.3		37.5	40.2
	勤続	15.0	17.5	11.5			16.2	10.9		14.1		16.5
青森	人数	4,518	1,067	111			650	299		2,222		169
	平均	237.2	230.9	253.3			233.8	204.4		245.5		227.7
	第1十分位	177.3	168.5	190.6			191.6	153.5		183.7		179.7
	第1四分位	202.3	188.6	216.9			211.8	169.1		207.7		198.3
	中位	231.8	224.2	250.3			234.6	203.9		239.2		224.5
	第3四分位	266.7	263.6	283.0			253.9	230.7		278.7		249.8
	第9十分位	303.2	307.8	319.0			275.6	253.8		315.1		285.3
	岩手	平均年齢	42.6	41.8		40.0	47.1	37.2	39.9	43.2		
	勤続	18.2	19.4			19.0	16.6	11.2	5.8	16.1		
岩手	人数	4,437	2,748			82	349	5	31	1,219		
	平均	250.0	255.6			253.9	248.9	176.4	219.8	238.3		
	第1十分位	182.5	189.7			166.0	172.6	147.8	176.6	180.8		
	第1四分位	212.9	222.4			219.3	184.0	149.0	198.6	204.6		
	中位	241.5	247.6			260.5	215.8	180.9	219.1	235.6		
	第3四分位	281.1	289.8			303.5	309.7	191.9	235.9	261.1		
	第9十分位	325.5	329.1			327.4	380.0	204.8	253.4	292.1		
	秋田	平均年齢	40.6	41.0	36.5	33.2	37.4	47.0	43.2		39.3	40.5
	勤続	16.9	18.1	11.8	10.9	14.5	16.9	16.9			14.6	10.3
秋田	人数	5,036	3,505	90	32	18	87	68		1,025		211
	平均	225.3	221.3	260.1	213.0	189.0	173.2	258.8		247.2		187.4
	第1十分位	161.0	160.2	190.0	151.6	153.0	146.5	170.8		174.0		154.8
	第1四分位	182.0	180.7	201.3	186.5	176.6	151.9	193.2		198.5		164.7
	中位	213.9	214.0	230.9	222.6	187.9	166.1	242.2		238.6		183.4
	第3四分位	260.9	254.7	324.2	231.0	202.9	187.6	310.4		290.6		202.5
	第9十分位	301.5	291.1	368.1	265.1	222.5	209.6	396.2		336.3		228.5
	山形	平均年齢	41.4	41.7	39.2	30.1	38.2	47.1	37.6	36.0		41.0
	勤続	18.5	19.6	12.5	7.4	13.4	12.8	13.5	8.2			18.8
山形	人数	5,596	4,728	439	63	64	134	19	93			56
	平均	256.3	260.8	256.7	181.3	227.8	179.8	252.2	224.4		220.3	
	第1十分位	178.8	182.0	174.6	162.5	180.9	147.0	206.1	177.4		166.0	
	第1四分位	210.0	217.0	213.0	170.1	193.0	156.4	215.3	192.9		184.8	
	中位	249.0	254.4	251.8	179.5	216.0	186.9	244.2	217.0		214.4	
	第3四分位	295.7	299.2	299.9	189.5	237.4	192.6	284.5	246.3		250.5	
	第9十分位	340.1	343.3	334.5	205.2	295.3	207.7	321.1	293.9		287.0	
	宮城	平均年齢	38.0		38.1		39.5	45.7	58.3	34.9	31.6	39.7
	勤続	11.7		16.0		13.5	10.8	10.7	9.1		8.5	10.5
宮城	人数	2,162		415		486	266	6	803		83	103
	平均	245.5		283.4		277.2	175.3	243.2	233.4		264.1	202.7
	第1十分位	168.0		185.2		207.6	148.1	180.0	180.3		205.2	152.2
	第1四分位	196.2		230.4		226.0	156.0	180.0	200.2		213.3	165.0
	中位	232.5		287.5		270.5	167.8	180.0	222.7		257.0	188.0
	第3四分位	292.6		335.5		317.5	179.9	300.8	265.5		311.4	231.0
	第9十分位	334.2		369.4		360.4	205.6	369.5	298.7		330.0	279.8
	福島	平均年齢	39.6	40.2	38.0		37.8	48.1		35.5	34.5	41.9
	勤続	14.9	16.6	17.4		13.2	13.9		12.6	9.5		15.2
福島	人数	8,256	5,681	25		109	599		152	1,494		196
	平均	247.2	255.3	323.9		292.0	192.5		197.7	239.9		237.9
	第1十分位	173.0	177.0	237.6		168.9	152.7		160.2	177.0		161.9
	第1四分位	193.8	202.9	266.0		206.4	168.2		173.4	198.4		177.8
	中位	235.0	246.6	321.9		258.0	180.4		199.4	229.0		206.3
	第3四分位	288.8	298.4	364.2		405.8	201.1		214.7	263.9		246.0
	第9十分位	345.5	349.5	420.0		439.5	245.7		233.8	321.1		388.1

	全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産
群馬	平均年齢	38.7	39.5	41.0	31.5	43.9	47.4	38.5	40.3	36.4	39.9
	勤続	13.5	15.2	16.2	6.8	10.7	10.8	13.5	9.4	12.6	18.1
	人数	4,835	2,242	200	639	7	371	285	20	689	382
	平均	244.2	250.8	242.5	230.3	211.7	203.8	244.0	243.2	251.9	255.3
	第1十位	187.0	185.6	195.4	196.0	169.3	175.0	185.0	210.5	191.1	195.9
	第1四分位	206.9	214.0	209.3	209.0	188.0	185.6	197.1	229.9	208.9	229.7
	中位	237.6	244.5	236.0	226.5	211.0	199.5	229.5	246.3	252.9	258.1
	第3四分位	275.5	283.4	271.8	246.5	224.3	216.0	280.0	259.0	289.5	279.0
	第9十位	308.9	317.2	305.2	274.1	253.7	239.0	343.2	265.7	319.5	308.3
	平均年齢	38.1	37.9	38.9			44.0			42.8	
栃木	勤続	14.4	14.5	9.4			13.3			7.2	
	人数	8,033	7,652	47			281			50	
	平均	290.1	293.1	230.8			219.0			298.7	
	第1十位	193.0	196.1	192.9			171.7			231.2	
	第1四分位	235.0	239.4	207.7			188.3			250.7	
	中位	286.7	290.0	230.0			208.5			291.9	
	第3四分位	343.0	346.0	250.0			245.4			333.4	
	第9十位	390.9	393.1	269.4			276.3			374.1	
	平均年齢	39.2	39.5	40.2	34.1	38.4	43.6	46.0	42.5	37.9	38.6
茨城	勤続	15.8	17.0	15.7	11.9	17.0	11.4	17.7	18.4	12.3	9.8
	人数	38,005	26,273	993	24	186	118	388	926	7,492	910
	平均	293.5	296.0	299.9	214.7	290.4	241.6	309.6	273.7	292.3	243.2
	第1十位	206.1	206.2	213.0	180.1	200.6	209.1	207.9	208.8	212.2	181.8
	第1四分位	240.3	243.1	254.1	190.4	226.3	223.8	244.9	234.6	238.0	200.9
	中位	285.0	289.9	295.6	214.0	260.0	241.4	303.9	275.3	277.5	238.3
	第3四分位	341.2	345.2	347.7	234.0	333.7	260.3	367.0	310.0	331.7	278.3
	第9十位	391.7	391.7	390.3	256.0	440.5	274.1	410.3	345.0	403.0	315.5
	平均年齢	39.8	41.0	39.7			42.9	38.5	38.7	37.6	
埼玉	勤続	15.5	16.4	12.9			15.5	15.1	16.7	14.9	
	人数	7,308	3,511	553			129	2,087	116	912	
	平均	271.0	283.0	270.3			236.7	253.5	256.4	272.2	
	第1十位	193.5	200.7	192.4			182.2	194.4	181.5	178.8	
	第1四分位	221.3	237.6	222.9			192.0	209.9	210.2	209.6	
	中位	263.1	275.5	273.7			204.2	245.7	248.7	262.8	
	第3四分位	313.4	327.1	313.3			286.8	289.6	291.8	319.0	
	第9十位	355.1	370.9	346.0			342.7	324.7	338.8	358.5	
	平均年齢	37.8	36.6		37.9		42.3		44.0		33.9
千葉	勤続	14.2	14.8		16.5		8.6		16.2		10.1
	人数	3,477	2,268		256		266		391		295
	平均	286.9	279.2		303.9		259.0		356.9		264.1
	第1十位	180.6	178.6		193.7		186.1		266.9		177.5
	第1四分位	225.7	226.9		213.7		209.9		308.3		197.5
	中位	286.4	281.6		292.4		255.5		358.8		249.0
	第3四分位	347.8	335.8		397.6		305.9		411.4		316.0
	第9十位	396.0	377.8		425.9		346.2		434.0		389.0
	平均年齢	37.8	40.3	40.8	37.0		41.3	38.9	38.5	38.1	36.1
東京	勤続	15.0	16.4	16.6	13.2		12.7	14.9	11.9	13.9	19.0
	人数	50,558	25,410	707	1,611		4,579	6,315	2,216	7,800	369
	平均	307.2	331.5	321.4	265.2		265.9	312.1	272.7	264.5	321.5
	第1十位	207.8	230.5	213.4	181.0		201.0	205.7	208.1	185.0	229.1
	第1四分位	242.6	272.9	250.5	218.7		221.8	240.3	230.0	208.5	254.1
	中位	300.0	333.3	321.5	254.9		248.2	300.7	268.8	253.5	320.5
	第3四分位	366.5	389.1	381.3	306.4		301.1	374.6	303.8	305.5	380.5
	第9十位	418.8	430.0	427.5	346.8		356.4	436.6	344.5	354.6	399.8
	平均年齢	38.4	40.0	42.6	35.7	44.3	40.3	35.3	38.9		38.2
神奈川	勤続	13.1	15.7	17.2	12.4	21.1	15.2	8.7	7.1		12.9
	人数	13,061	6,894	399	145	152	115	4,531	202		623
	平均	287.9	298.9	282.8	263.5	415.7	234.9	271.6	249.3		283.6
	第1十位	212.0	210.2	211.6	206.2	293.3	189.3	212.0	189.3		215.5
	第1四分位	237.7	240.0	249.7	242.9	355.6	212.6	233.4	219.4		241.5
	中位	275.9	289.0	285.2	263.9	424.5	230.0	261.9	247.4		279.4
	第3四分位	325.0	344.5	315.7	293.5	483.4	250.0	296.2	273.3		333.0
	第9十位	380.9	398.2	352.4	326.4	511.8	282.0	337.4	305.7		342.7
	平均年齢	38.9	39.2	39.1			36.8	35.6		38.4	
山梨	勤続	14.7	15.0	11.9			12.1	10.9		14.6	
	人数	5,270	4,162	49			159	137		763	
	平均	297.8	304.7	285.3			300.0	224.9		273.9	
	第1十位	201.8	204.1	225.7			166.8	185.0		202.4	
	第1四分位	236.3	242.1	254.9			228.7	195.5		224.2	
	中位	285.4	293.5	280.5			291.8	216.1		267.3	
	第3四分位	348.6	358.2	322.6			356.0	244.6		305.2	
	第9十位	410.0	416.1	342.7			441.7	277.0		385.0	
	平均年齢	40.2	40.9	38.5	38.5	35.5	43.3	36.0	37.6	37.0	35.6
長野	勤続	16.3	17.8	13.8	13.4	13.3	11.8	12.8	11.9	11.0	12.3
	人数	38,039	28,437	113	1,078	21	1,451	2,634	1,060	2,919	320
	平均	286.4	294.7	259.4	256.4	286.4	237.3	276.8	242.4	269.6	260.7
	第1十位	200.1	205.9	183.5	188.1	120.0	184.2	186.4	184.8	195.8	210.4
	第1四分位	232.9	242.5	202.0	215.6	211.0	207.1	214.5	209.0	222.5	223.2
	中位	279.0	289.3	238.3	249.2	307.9	237.5	273.5	244.0	254.2	232.9
	第3四分位	332.1	341.4	315.1	293.9	361.0	263.5	336.3	268.8	299.3	305.0
	第9十位	385.7	392.1	349.0	335.9	390.6	285.2	370.2	299.0	355.0	364.8
	平均年齢	40.2	40.9	38.5	38.5	35.5	43.3	36.0	37.6	37.0	35.6

	全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産
静岡	平均年齢	39.2	39.0	41.1	40.0	38.3	39.4	39.5	39.5	39.9	36.2
	勤続	15.5	15.9	18.9	18.8	13.1	13.8	14.6	16.4	11.6	12.8
	人数	93,171	69,465	4,139	612	2,406	7,787	2,294	126	5,231	475
	平均	298.5	300.0	298.9	314.0	282.1	291.1	338.9	284.2	281.6	307.5
	第1十分位	202.6	204.2	206.8	220.0	210.8	195.3	217.6	192.4	191.0	210.0
	第1四分位	239.1	242.3	248.3	263.6	241.0	222.5	267.3	216.7	215.7	235.0
	中位	289.5	292.1	298.0	318.0	287.8	273.4	337.7	263.9	259.9	304.0
	第3四分位	350.3	353.9	346.2	367.2	317.9	335.7	420.3	333.1	321.2	370.4
	第9十分位	406.1	406.8	387.9	399.9	344.0	410.3	453.9	425.7	388.4	410.5
	平均年齢	39.3	38.4	36.3	39.0	37.5	41.9	37.8	38.1	41.9	40.6
愛知	勤続	15.6	15.9	11.9	15.8	16.7	14.3	14.3	15.0	17.4	16.5
	人数	54,998	22,032	3,947	896	2,347	5,500	3,954	2,890	11,804	1,628
	平均	306.0	298.7	332.1	279.5	343.0	260.4	293.5	297.3	333.6	302.1
	第1十分位	203.6	204.5	227.6	206.4	205.3	178.0	200.7	216.3	217.0	218.4
	第1四分位	239.9	240.5	269.6	227.2	256.1	200.0	226.0	248.0	250.0	249.3
	中位	294.2	294.9	335.5	271.8	354.8	242.0	281.4	293.4	297.0	302.7
	第3四分位	363.6	350.2	390.0	324.2	429.8	306.8	353.8	343.4	417.0	352.7
	第9十分位	426.0	399.3	431.8	367.1	455.7	371.5	403.3	388.0	490.0	392.9
	平均年齢	38.4	38.3	39.3		31.3	38.9	37.4	48.9	38.5	30.8
	勤続	15.2	15.1	17.0		11.5	17.3	13.6	22.1	12.0	11.0
岐阜	人数	21,567	12,185	3,862		31	1,745	1,224	18	1,980	517
	平均	285.0	278.9	298.7		261.0	299.6	257.8	333.6	300.4	283.2
	第1十分位	197.3	189.2	216.7		198.0	197.4	196.0	237.4	208.5	207.2
	第1四分位	226.7	221.8	244.8		211.9	225.0	216.0	273.2	234.5	219.9
	中位	274.1	270.6	289.5		245.0	278.8	252.7	332.0	277.2	255.1
	第3四分位	334.0	329.7	354.0		291.4	345.5	287.5	379.8	327.9	351.0
	第9十分位	388.3	380.2	395.1		337.6	430.6	333.9	449.4	432.7	410.0
	平均年齢	40.2	39.8	40.2	40.7	42.1	43.1	41.2	26.4	40.3	34.2
	勤続	16.3	16.4	17.0	16.2	21.1	14.8	13.8	6.4	15.7	10.5
三重	人数	18,429	11,098	1,740	860	175	1,227	667	7	2,362	6
	平均	286.2	290.9	283.5	292.9	309.6	252.2	268.5	207.7	284.0	320.1
	第1十分位	193.5	196.6	199.0	184.8	207.0	184.0	199.0	174.2	196.5	259.8
	第1四分位	226.5	232.4	242.4	216.2	240.8	200.6	226.6	191.0	222.2	286.9
	中位	279.0	283.6	286.9	275.9	302.4	226.0	264.8	191.0	268.3	317.3
	第3四分位	334.8	341.1	325.6	369.8	378.5	300.2	301.9	244.0	318.0	360.1
	第9十分位	394.2	399.1	357.0	420.8	418.9	360.3	335.5	244.0	404.8	383.3
	平均年齢	38.8	39.0	41.1	45.6	37.7	47.3	36.1	35.7	39.0	35.8
	勤続	14.9	15.5	18.3	19.1	11.3	21.1	10.8	8.1	13.9	15.0
新潟	人数	18,068	12,407	678	22	131	46	1,137	159	3,157	279
	平均	265.0	265.0	257.8	210.7	281.2	234.2	254.5	230.0	270.9	282.6
	第1十分位	188.5	187.5	160.3	152.1	182.2	209.3	196.0	178.9	194.0	208.5
	第1四分位	218.2	220.1	203.2	182.7	220.1	229.4	210.3	200.1	216.7	240.4
	中位	257.5	259.4	258.7	201.9	290.8	237.5	239.4	231.4	255.3	273.0
	第3四分位	302.8	302.8	304.6	237.1	345.7	247.4	291.4	264.3	303.8	308.0
	第9十分位	348.6	344.5	347.6	275.9	360.9	253.7	342.2	275.3	380.0	356.0
	平均年齢	40.9	41.4	40.1		40.5	42.8	52.4	40.1	33.1	40.9
	勤続	17.2	17.9	16.8		18.0	16.7	29.9	9.6	10.4	15.3
富山	人数	20,623	14,827	2,146		250	1,947	54	56	1,231	112
	平均	274.4	279.9	281.7		289.2	241.2	314.1	230.5	249.6	222.5
	第1十分位	196.7	199.5	201.5		205.5	182.9	204.2	178.5	194.5	177.7
	第1四分位	226.0	232.3	228.6		218.3	208.9	219.4	197.8	210.4	197.0
	中位	268.6	274.0	277.5		303.6	238.4	364.4	221.5	241.1	217.6
	第3四分位	314.7	320.2	329.5		345.3	270.8	385.1	256.5	285.5	246.9
	第9十分位	357.1	361.6	369.3		372.2	300.7	389.4	288.0	317.8	269.7
	平均年齢	39.4	38.9	38.5	39.8		44.7	42.7	37.2	39.0	38.4
	勤続	14.8	15.2	11.5	16.4		13.7	14.4	12.1	17.4	9.3
石川	人数	13,111	9,939	271	66	1,042	325	904	309	137	118
	平均	270.8	277.5	211.8	263.6	236.5	276.8	269.4	257.4	229.4	227.0
	第1十分位	189.4	196.4	166.0	197.6	171.5	178.3	197.1	182.3	179.8	180.1
	第1四分位	220.6	229.1	175.8	220.2	195.6	224.8	221.2	196.4	191.1	195.6
	中位	263.2	270.6	199.8	267.6	219.8	274.9	265.5	242.5	214.0	237.2
	第3四分位	314.4	320.4	240.8	299.8	276.8	330.2	312.9	287.5	253.9	246.5
	第9十分位	364.5	370.0	275.9	330.9	319.4	371.5	350.0	377.5	297.3	265.4
	平均年齢	38.8	38.5	39.0	37.6	39.3	42.2	42.4		39.0	35.6
	勤続	14.3	14.4	15.3	14.1	19.7	14.9	11.5		9.9	12.3
福井	人数	12,486	8,525	2,235	45	107	475	396		509	194
	平均	257.1	257.6	249.8	252.4	260.6	241.1	257.0		284.6	287.5
	第1十分位	185.8	185.2	190.7	189.3	169.9	178.2	175.6		219.2	193.2
	第1四分位	212.1	211.9	214.5	222.8	202.3	193.6	197.3		254.6	253.2
	中位	249.1	247.4	248.9	258.9	271.3	221.6	236.0		280.2	292.5
	第3四分位	289.3	287.7	283.0	273.5	310.1	268.3	290.2		314.9	328.4
	第9十分位	338.1	344.9	312.8	309.9	341.6	357.8	403.8		347.4	351.3
	平均年齢	38.7	37.6	38.3	36.6		43.4	39.3			
	勤続	12.1	12.0	12.8	6.1		11.8	12.4			
滋賀	人数	4,439	2,701	686	10		581	461			
	平均	262.8	278.3	243.8	252.7		215.6	259.7			
	第1十分位	183.6	189.0	174.9	209.8		182.0	188.4			
	第1四分位	209.0	224.0	195.9	219.3		188.0	213.0			
	中位	254.5	278.0	236.1	233.0		200.3	253.2			
	第3四分位	310.8	331.8	281.3	241.8		235.0	285.5			
	第9十分位	353.5	364.4	325.9	288.9		285.0	334.5			

	全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産
京都	平均年齢	40.1	39.8	42.1	39.6	46.0	38.2	40.9	39.3		
	勤続	14.8	14.8	15.1	16.3	14.2	12.2	17.0	13.8		
	人数	14,741	11,139	625	191	680	578	611	917		
	平均	314.3	329.7	263.1	288.8	241.6	269.9	323.9	242.0		
	第1十分位	210.1	224.0	200.0	175.0	200.4	172.8	239.0	167.6		
	第1四分位	249.9	263.6	225.2	218.5	215.4	208.1	276.0	193.9		
	中位	306.2	323.6	265.2	285.8	233.9	262.9	333.5	235.5		
	第3四分位	370.0	387.8	300.0	360.2	260.1	329.2	367.2	274.0		
	第9十分位	434.8	449.2	329.6	390.5	298.5	373.9	402.2	322.8		
	平均年齢	40.2	38.2			35.9			44.9	39.6	
奈良	勤続	12.5	12.9			15.9			11.8	11.0	
	人数	1,419	949			18			413	39	
	平均	285.7	296.1			270.7			268.9	216.4	
	第1十分位	193.4	208.0			203.6			179.1	174.7	
	第1四分位	225.8	245.9			224.4			206.5	194.8	
	中位	276.9	292.1			266.4			247.8	217.5	
	第3四分位	333.6	341.8			309.3			316.5	231.8	
	第9十分位	382.7	383.7			323.4			387.4	248.1	
	平均年齢	42.0	40.2	38.3	36.3	32.7	46.5	40.1	44.5		
和歌山	勤続	15.6	16.7	16.6	9.0	12.3	14.0	9.6	20.8		
	人数	3,353	661	363	170	152	810	392	805		
	平均	272.0	243.9	311.6	251.9	277.6	223.2	242.5	343.7		
	第1十分位	175.1	174.0	213.0	201.9	171.3	158.1	158.5	212.0		
	第1四分位	202.9	192.7	243.0	220.0	214.7	182.3	187.0	260.0		
	中位	250.8	228.7	298.8	248.0	249.3	209.0	235.3	331.0		
	第3四分位	325.0	286.1	379.5	280.0	343.0	252.4	289.1	425.0		
	第9十分位	423.4	338.2	422.7	312.1	423.1	311.7	336.1	475.0		
	平均年齢	38.8	38.8	40.7	34.6		44.5	40.1	38.5	40.7	33.6
大阪	勤続	13.0	13.8	15.9	13.1		12.8	13.2	14.1	13.9	9.1
	人数	21,280	12,179	29	278		2,684	440	2,202	667	2,801
	平均	271.8	279.5	236.3	252.8		242.5	247.5	278.4	285.4	264.2
	第1十分位	194.2	196.8	184.3	158.1		184.8	155.0	212.1	197.8	188.8
	第1四分位	220.3	228.5	202.2	194.1		207.9	186.0	229.9	210.5	215.7
	中位	264.3	274.9	211.4	249.0		231.7	242.5	274.3	263.3	249.8
	第3四分位	315.1	325.4	270.0	312.0		272.9	297.9	318.9	339.9	304.4
	第9十分位	360.1	366.2	316.3	340.8		309.4	340.4	356.5	417.6	352.5
	平均年齢	37.5	37.8	38.4	37.9	39.2	36.5	36.5		36.3	27.0
兵庫	勤続	12.4	12.9	14.1	14.4	14.2	10.1	5.8		12.1	6.8
	人数	11,344	6,060	942	1,313	18	1,870	343		786	12
	平均	275.2	293.7	248.1	287.8	286.8	234.1	245.6		254.5	248.7
	第1十分位	186.0	208.1	180.2	201.4	186.3	172.8	183.1		190.7	174.5
	第1四分位	220.8	241.5	207.1	231.3	224.4	183.9	197.0		216.4	215.0
	中位	269.3	294.0	248.9	279.9	273.8	224.3	238.0		250.3	240.8
	第3四分位	323.9	344.0	284.7	339.4	333.5	270.7	273.6		289.6	275.9
	第9十分位	371.1	383.1	311.5	385.9	425.0	312.7	341.6		316.4	335.8
	平均年齢	39.5	40.0	41.8	39.5	44.3	40.1	36.7		29.5	
鳥取	勤続	14.6	15.1	20.1	16.6	7.5	13.5	10.2		6.1	
	人数	4,687	2,057	682	210	6	706	990		36	
	平均	220.7	231.1	188.9	256.9	141.7	203.5	226.0		217.8	
	第1十分位	159.9	162.5	155.0	182.5	124.0	163.2	164.5		177.3	
	第1四分位	177.5	188.5	159.5	211.2	124.3	178.8	179.9		190.7	
	中位	209.8	223.4	174.7	250.1	127.9	203.1	207.0		212.8	
	第3四分位	248.4	261.7	201.5	297.8	131.2	225.9	245.7		242.5	
	第9十分位	297.6	304.5	250.0	345.2	173.2	244.7	324.5		266.6	
	平均年齢	39.2	39.4	38.2	53.7	36.3	40.3	39.0	51.6	38.5	39.4
島根	勤続	15.7	16.2	12.6	12.3	15.4	14.9	15.3	26.3	14.9	15.4
	人数	9,188	4,030	366	6	948	889	2,063	183	623	52
	平均	250.4	247.6	238.4	135.5	305.9	230.9	249.2	242.5	229.5	281.6
	第1十分位	169.6	171.0	177.8	129.5	190.7	165.3	165.0	135.0	164.6	171.9
	第1四分位	196.0	198.9	201.0	130.0	220.8	185.1	190.0	155.0	186.4	194.3
	中位	234.4	233.9	231.4	132.0	280.0	213.5	242.3	206.8	224.3	306.0
	第3四分位	294.1	289.9	272.9	142.3	381.7	258.8	298.3	309.9	266.3	347.3
	第9十分位	354.1	346.1	306.7	145.0	460.0	343.4	350.0	412.5	306.5	367.9
	平均年齢	40.0	39.5	39.3	43.5	43.2	43.9	36.6			35.1
岡山	勤続	14.8	15.7	16.5	13.8	15.9	11.7	13.8			11.4
	人数	7,829	3,720	1,216	156	265	1,391	1,047			34
	平均	266.2	284.0	252.9	254.4	261.8	242.5	251.8		281.6	295.7
	第1十分位	183.5	192.0	178.2	145.9	177.9	177.1	180.7			197.0
	第1四分位	211.4	223.5	209.9	164.1	201.9	201.8	200.0			223.9
	中位	252.7	271.2	253.2	238.2	243.7	228.2	241.9			305.8
	第3四分位	306.2	336.3	294.5	320.7	294.0	272.6	286.0			352.7
	第9十分位	377.6	401.2	316.0	394.7	414.3	326.2	349.6			391.3
	平均年齢	38.2	37.9	39.5	34.8	38.7	45.9	35.3	39.6		37.2
広島	勤続	12.9	14.2	16.3	11.4	15.9	12.4	10.5	15.6		12.3
	人数	5,714	789	386	188	211	669	1,635	708		1,128
	平均	250.9	239.1	258.3	231.3	274.1	231.8	243.2	266.1		268.7
	第1十分位	184.5	181.7	185.6	180.4	181.4	182.2	193.4			190.5
	第1四分位	204.6	204.7	217.5	197.5	212.0	192.7	203.7	207.7		215.9
	中位	240.9	236.1	260.2	224.1	247.8	210.0	235.3	276.0		253.2
	第3四分位	288.5	269.1	299.4	254.2	305.7	267.4	274.5	317.4		312.1
	第9十分位	331.5	298.0	330.9	289.1	421.4	310.3	317.5	336.4		375.8

	全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産
山口	平均年齢	41.6	37.0	40.7		37.0	48.5	46.1		39.7	
	勤続	15.4	12.3	18.9		8.6	15.2	9.7		16.9	
	人数	599	48	173		79	133	18		144	
	平均	248.8	229.1	306.2		247.4	213.8	147.6		232.9	
	第1十分位	174.4	171.2	180.1		200.1	177.8	123.1		170.2	
	第1四分位	196.9	193.7	247.0		215.0	184.2	143.6		205.9	
	中位	235.8	225.5	318.0		248.7	198.7	152.1		233.8	
	第3四分位	287.0	262.4	365.1		277.5	222.7	152.1		264.0	
	第9十分位	352.9	289.5	405.0		301.7	267.0	165.6		286.3	
	平均年齢	39.8	39.4	37.4	44.1	41.5	38.0	38.3		37.1	39.0
香川	勤続	17.4	15.1	12.5	20.8	21.6	14.0	13.2		11.9	15.5
	人数	9,693	1,229	485	121	4,175	1,497	694		666	826
	平均	332.7	326.0	269.2	272.6	410.9	230.0	258.0		255.9	304.3
	第1十分位	198.7	220.0	200.7	185.8	245.6	165.0	182.6		208.5	207.0
	第1四分位	241.2	274.0	228.2	220.6	322.5	186.0	214.3		221.9	246.0
	中位	303.2	308.0	267.7	256.8	430.6	220.0	253.3		248.4	275.3
	第3四分位	426.9	390.0	306.9	315.6	503.6	271.8	298.5		287.0	348.0
	第9十分位	512.7	433.0	340.7	393.2	544.8	305.3	339.0		316.5	448.0
	平均年齢	40.1	39.0	45.6	33.9		44.3	38.1	43.4	32.3	28.4
	勤続	15.7	15.4	25.3	11.5		16.7	13.9	16.9	7.9	26.3
徳島	人数	2,496	963	127	53		450	745	121	8	10
	平均	251.7	271.8	301.9	189.9		223.2	240.3	233.9	214.5	258.7
	第1十分位	171.9	178.5	197.5	159.7		163.2	174.0	173.8	156.2	183.5
	第1四分位	196.4	211.4	243.9	165.9		186.2	193.5	205.5	190.2	216.2
	中位	236.8	266.5	334.7	174.9		210.3	223.2	241.3	220.5	255.7
	第3四分位	306.6	335.0	349.0	212.4		248.1	282.3	258.4	241.8	300.6
	第9十分位	354.6	363.8	371.6	234.1		309.4	332.7	273.8	257.5	331.1
	平均年齢	41.8	40.1	43.2		36.5	44.2	40.0	45.8	36.1	
	勤続	13.8	14.8	19.2		15.9	13.6	9.5	22.3	11.4	
	人数	2,753	856	113		45	891	628	172	48	
高知	平均	238.4	267.5	281.7		246.9	192.2	240.1	308.3	194.6	
	第1十分位	169.7	178.0	190.9		171.7	158.7	190.8	229.0	155.6	
	第1四分位	188.6	197.3	236.7		209.0	171.1	205.3	266.8	170.0	
	中位	219.9	258.4	283.5		222.5	189.4	234.0	311.9	191.4	
	第3四分位	276.3	331.3	331.3		281.8	211.8	262.1	351.0	210.1	
	第9十分位	340.8	373.7	354.8		322.0	228.6	295.4	387.0	254.6	
	平均年齢	39.2	38.3	39.3	38.2	34.8	41.2	40.0	40.6	49.4	39.4
	勤続	13.8	12.8	15.8	13.6	14.7	13.4	12.0	20.3	15.6	11.4
	人数	3,905	1,402	759	338	141	519	497	111	5	24
	平均	267.5	287.8	287.7	217.5	311.3	215.6	256.4	263.7	213.5	266.8
愛媛	第1十分位	182.3	194.8	199.9	169.5	186.0	162.6	180.0	194.1	170.1	191.8
	第1四分位	211.7	227.9	232.1	187.1	223.4	188.1	210.0	213.0	177.7	215.5
	中位	253.1	268.3	284.8	215.4	309.1	212.0	250.0	276.7	192.0	254.9
	第3四分位	312.9	345.3	333.6	245.5	373.4	235.7	300.0	307.7	238.0	322.0
	第9十分位	372.7	404.5	386.3	269.4	442.3	276.2	330.4	331.0	272.2	348.6
	平均年齢	39.3	37.5	39.9	38.5	33.0	42.0	42.1	37.3	37.5	39.9
	勤続	13.5	14.2	15.4	12.4	13.7	12.7	14.7	13.3	9.2	14.9
	人数	13,053	4,346	1,094	865	46	3,795	586	1,533	569	219
	平均	255.9	282.4	239.9	245.2	279.5	218.6	284.8	283.7	240.5	261.6
	第1十分位	177.6	186.8	171.2	174.6	180.0	164.4	196.7	205.7	178.9	187.2
福岡	第1四分位	202.8	220.9	197.0	201.0	202.5	186.9	228.6	234.7	192.8	214.4
	中位	244.1	274.4	237.7	232.1	272.4	213.0	270.5	287.3	227.0	243.9
	第3四分位	298.0	329.7	276.0	283.8	298.3	249.0	339.4	327.4	271.0	295.7
	第9十分位	350.6	390.3	313.2	331.0	432.5	273.6	390.8	353.9	338.3	371.8
	平均年齢	37.0	35.8	36.3	37.4	39.4		46.1		36.4	35.6
	勤続	14.0	14.3	15.4	17.3	14.3		11.5		10.6	12.9
	人数	1,382	727	11	89	185		91		11	268
	平均	259.1	287.9	278.6	286.6	207.3		234.5		217.8	216.7
	第1十分位	172.5	183.0	168.0	173.2	165.4		115.9		145.0	170.9
佐賀	第1四分位	202.4	227.9	200.0	234.0	181.6		193.0		176.9	187.5
	中位	243.5	280.5	276.0	283.7	205.8		229.5		213.9	216.0
	第3四分位	306.8	342.4	360.2	366.6	230.1		270.4		260.3	248.6
	第9十分位	374.8	394.5	400.3	392.0	245.7		369.5		274.0	260.7
	平均年齢	40.1	42.2		40.0	39.0	47.8	36.4		47.8	38.5
	勤続	13.7	11.8		15.6	10.6	14.7	13.1		23.1	15.0
	人数	1,786	84		143	30	467	1,018		10	34
	平均	215.4	231.6		237.0	222.7	172.4	228.7		328.7	235.6
	第1十分位	156.0	185.3		169.0	179.5	140.7	167.5		289.4	180.0
長崎	第1四分位	172.8	203.3		198.7	191.3	153.0	188.5		307.1	190.0
	中位	206.1	228.7		241.0	216.0	166.0	226.1		334.3	232.5
	第3四分位	252.4	257.7		280.0	243.8	187.2	262.0		341.4	280.4
	第9十分位	285.9	276.6		297.8	291.6	207.4	290.9		365.4	292.4
	平均年齢	39.9	40.8	42.5	39.6	41.1	41.5	38.0	34.4	29.3	
	勤続	15.8	16.9	20.5	9.9	14.5	15.3	14.0	10.7	6.5	
	人数	11,073	5,620	774	113	255	1,218	2,364	543	186	
	平均	254.7	261.9	239.9	235.4	235.7	233.3	267.0	232.3	187.3	
	第1十分位	173.2	187.0	161.2	166.4	174.7	166.3	170.8	180.3	151.4	
熊本	第1四分位	202.8	220.0	173.2	186.6	186.3	186.3	205.0	200.9	153.4	
	中位	247.2	257.2	226.0	211.2	230.6	210.0	263.3	227.3	177.3	
	第3四分位	302.2	301.7	310.0	285.4	265.4	273.3	329.4	261.3	210.6	
	第9十分位	346.3	342.7	325.5	343.4	325.1	340.9	366.9	293.1	246.4	

		全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産
大分	平均年齢	36.9	37.0					36.7				
	勤続	13.2	13.2					13.8				
	人数	4,579	4,148					431				
	平均	248.2	250.7					224.2				
	第1十分位	177.4	178.6					173.0				
	第1四分位	207.5	209.6					192.0				
	中位	246.8	249.7					227.4				
	第3四分位	281.1	284.2					254.1				
	第9十分位	317.8	320.6					273.4				
	宮崎	38.3	43.3	38.2		45.4			41.0		33.2	
鹿児島	勤続	14.3	20.1	15.1		11.1			18.4		9.6	
	人数	1,675	409	363		115			168		617	
	平均	240.5	300.9	229.4		167.9			220.4		226.3	
	第1十分位	166.8	220.7	164.1		147.6			144.8		178.2	
	第1四分位	190.8	254.8	184.3		156.0			175.5		193.2	
	中位	228.2	305.4	230.7		165.6			210.6		219.0	
	第3四分位	283.6	340.4	262.6		175.3			264.5		247.0	
	第9十分位	329.8	378.8	288.0		194.7			303.5		295.5	
	沖縄	42.1	44.2	38.5	38.8	43.0	39.8		42.6	30.3		
	勤続	15.6	22.7	12.4	13.1	10.8	11.7		21.7	7.4		
沖縄	人数	2,807	343	368	30	1,033	255		771	7		
	平均	212.3	256.7	189.2	260.4	183.2	215.3		239.0	272.1		
	第1十分位	161.1	190.0	143.5	180.9	161.8	159.0		184.0	208.9		
	第1四分位	176.6	222.1	151.2	203.4	169.0	182.9		195.1	221.6		
	中位	197.4	252.4	172.5	242.5	181.4	208.2		224.5	254.0		
	第3四分位	240.6	295.7	221.0	284.4	192.2	237.6		270.3	317.7		
	第9十分位	286.4	324.8	264.5	363.5	210.8	278.9		314.3	349.0		
	平均年齢	37.1		39.9	38.5			37.7	34.9			
	勤続	10.8		11.6	14.7			7.0	8.6			
	人数	1,602		321	445			88	748			

連合の賃金実態

1. 連合全体の月例賃金（「賃金・一時金・退職金調査」速報値より）

〈生産・事務技術労働者計（所定内賃金）〉 (単位：円)

		30歳		35歳	
		2021	2020	2021	2020
主要組合	平均	273,138	↑ 314	272,824	314,658 ↓ -275
	中央値	273,436	↑ 802	272,634	314,700 ↑ 1,275
登録組合	平均	262,736	↑ 1,295	261,440	300,276 ↑ 1,292
	中央値	260,950	↑ 1,038	259,912	300,000 ↑ 1,840

2. 中小組合（300人未満）の月例賃金

○ 地域ミニマム運動・賃金実態調査

		2022 (2021年実態)	2021 (2020年実態)
月例賃金	調査中		259,684 円
			39.6 歳
			14.1 年

○ 春季生活闘争 最終回答集計結果（要求ベース額）

		2021春季生活闘争	2020春季生活闘争
加重平均 (組合員数)		250,568 円 ↓ -230 円	250,798 円
		26.2 万人 ↓ -8.5 万人	34.7 万人
単純平均 (組合数)		242,587 円 ↓ -598 円	243,185 円
		2,646 組合 ↓ -713 組合	3,359 組合

3. 年齢別最低保障賃金の参考値（地域ミニマム運動・賃金実態調査：300人未満・第1四分位）

		2022 (2021年実態)	2021 (2020年実態)
30歳	調査中		208,500 円
35歳			220,200 円

4. 中小組合（300人未満）の1年・1歳間差額

2021 (2020年実態) 地域ミニマム運動・賃金実態調査：300人未満・全産業・男女計

○ 中位値の「1年・1歳間差額」の平均（18-45歳）	4,400 円
○ 1次回帰式による賃金の1歳当たり上昇額（20-40歳）	4,859 円

5. 18歳高卒初任給の参考目標値

		2021	2020
※		175,600 円 ↑ 200 円	175,400 円
事務・技術		171,430 円 ↑ 115 円	171,315 円
生産		172,887 円 ↑ 312 円	172,575 円

※ 「賃金・一時金・退職金調査」速報値 主要組合高卒初任給の平均額に2%分上乗せ

6. 連合リビングウェイジ（さいたま市・月額）

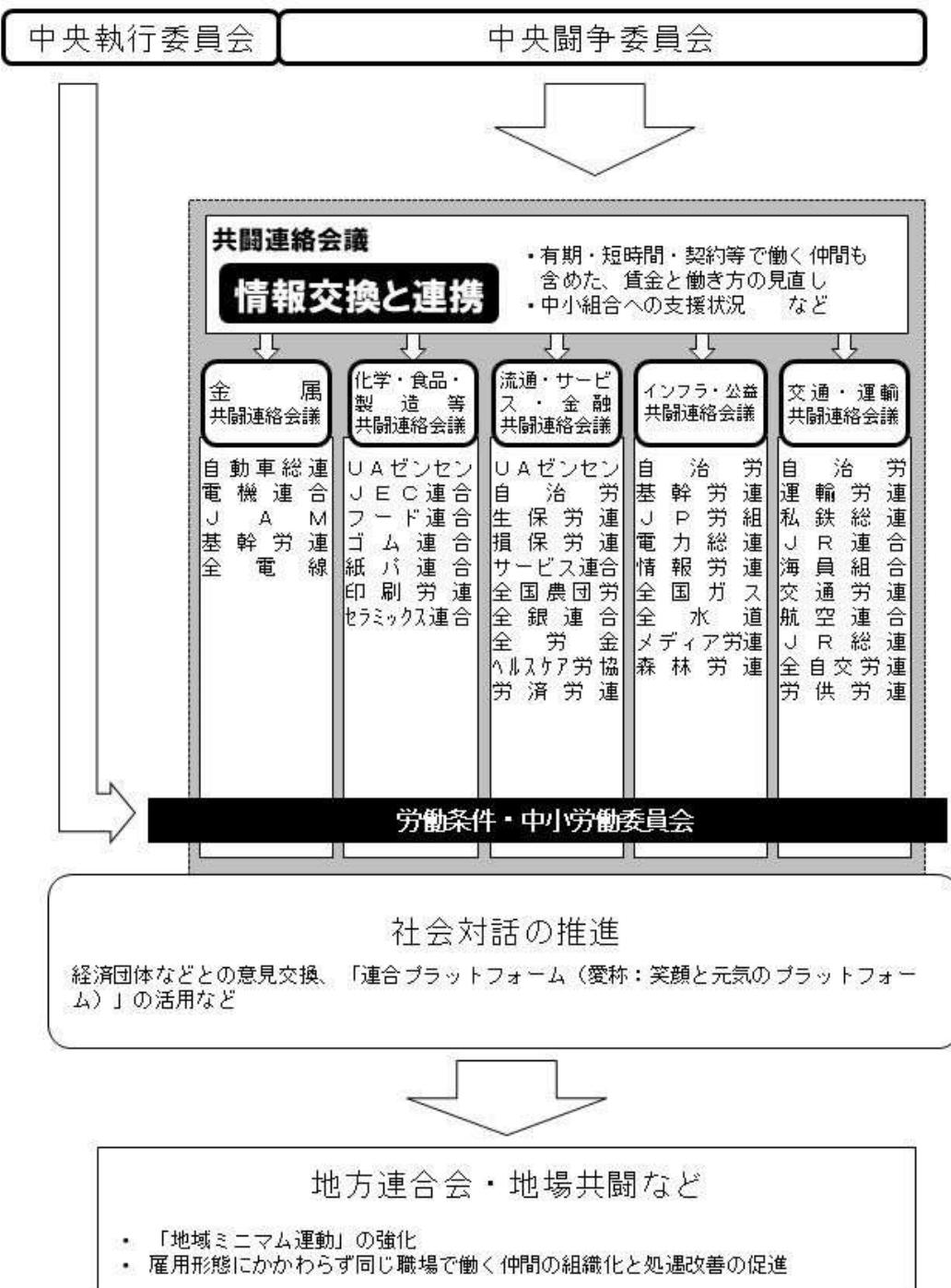
		2021 (中間報告)	2017
単身		183,100 円 ↑ 10,612 円	172,488 円
(自動車保有)		235,376 円 ↑ 11,443 円	223,933 円

人数規模により対応が異なる労働関係法令

法令	条文	概要	人数規模	業種等の条件
労働基準法	第 40 条	労働時間及び休憩の特例 (週 44 時間制)	常時 10 人未満の労働者を使用するもの	物品の販売の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客業 ※労基則第 25 条の 2 第 1 項 なお、休憩については、労基則第 32 条に規定有り
	第 89 条	就業規則の作成・届出義務	常時 10 人以上の事業場	
	第 37 条・附則 第 138 条	1 カ月につき 60 時間を超える時間外労働部分の割増率 50% の適用猶予措置 (2023 年 3 月 31 日まで)	常時 300 人以下の事業主 (事業によって例外有り)	①資本金の額または出資の総額が 3 億円以下である事業主 ※小売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円以下、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円以下である事業主 ②常時使用する労働者の数が 300 人以下である事業主 ※小売業を主たる事業とする事業主については労働者の数が 50 人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については労働者の数が 100 人以下である事業主
労働安全衛生法		安全管理者・衛生管理者の選任義務 産業医の選任義務 安全衛生委員会の設置義務 ストレスチェックの実施義務	雇用形態の如何を問わず、常態として 50 人以上の事業場	
障害者雇用促進法		法定雇用率 (2.3%) 以上の障害者を雇用する義務	常時 43.5 人以上の事業主	除外率制度あり

法令	概要	人数規模	業種等の条件
女性活躍推進法	下記①～④の義務 ①女性の活躍に関する状況把握、課題分析 ②原則として、2つの区分ごとに1項目以上（計2項目以上）を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定、社内周知、公表 ③行動計画を策定した旨の労働局への届出 ④2つの区分から、それぞれ1項目以上を選択して、2項目以上情報公表	常時 301人以上の事業主	常時300人以下の事業主には左記（②・④ともに1項目以上）についての努力義務が課されている ※2022年4月1日より101人以上に義務の対象拡大 左記の「2つの区分」とは、 <ul style="list-style-type: none">・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供・職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
次世代育成支援対策推進法	仕事と子育ての両立に関する計画期間、目標、目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めた行動計画の策定と、策定した旨の労働局への届出、一般への公表、労働者への周知の義務	常時 101人以上の事業主	常時100人以下の事業主には左記についての努力義務が課されている
労働施策総合推進法	パワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置（防止措置）義務	右記以外の事業主	中小事業主（小売業50人以下、サービス業100人以下、卸売業100人以下、その他の業種300人以下等）には左記についての努力義務が課されている ※2022年4月1日より義務の対象拡大
社会保険の適用拡大	短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大	常時501人以上の事業所。 500人以下の事業所は労使合意により適用 ※2022年10月より101人以上、2024年10月より51人以上に適用拡大 (国・地方公共団体に属する事業所は人数規模に関係なく適用)	以下の条件を満たす短時間労働者への適用拡大 ①週20時間以上の所定労働時間 ②月額賃金8.8万円以上 ③雇用期間の見込みが1年以上 ※2022年10月より2か月以上に引き下げ ④学生でないこと

2022春季生活鬭争 共闘体制



2022 春季生活闘争 共闘連絡会議の構成と運営について

共闘連絡会議	金 属	化学・食品・製造等	流通・サービス・金融	インフラ・公益	交通・運輸
登録数	5	7	10	9	10
代表者	金子晃浩 (自動車総連会長)	酒向 清 (J E C連合会長)	松浦昭彦 (UAゼンセン会長)	安藤京一 (情報労連委員長)	難波淳介 (運輸労連委員長)
幹事	神保政史 (電機連合委員長)	松浦昭彦 (UAゼンセン会長)	松岡 衛 (生保労連委員長)	石川幸徳 (J P労組委員長)	木村敬一 (私鉄総連委員長)
	安河内賢弘 (J A M会長)	伊藤敏行 (フード連合会長)	後藤常康 (サービス連合会長)	坂田幸治 (電力総連会長)	
	神田健一 (基幹労連委員長)				
登録構成組織	自動車総連 電機連合 J A M 基幹労連 全電線	UAゼンセン J E C連合 フード連合 ゴム連合 紙パ連合 印刷労連 セラミックス連合	UAゼンセン 自治労 生保労連 損害労連 サービス連合 全国農団労 全銀連合 全労金 ヘルスケア労協 労済労連	自治労 基幹労連 J P労組 電力総連 情報労連 全国ガス 全国水道 メディア労連 森林労連	自治労 運輸労連 私鉄総連 JR連合 海員組合 交通労連 航空労連 J R総連 全自交労連 労供労連